

令和7年第2回基山町議会（定例会）会議録（第2日）						
招集年月日	令和7年6月6日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和7年6月7日	9時00分	議長	末次	明
	散会	令和7年6月7日	16時26分	議長	末次	明
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	工 藤 絵美子	出	8番	大久保 由美子	出
	2番	水 田 志 保	出	9番	栗 野 久 明	出
	3番	中牟田 文 明	出	10番	重 松 一 徳	出
	4番	佐々木 教 雄	出	11番	大 山 勝 代	出
	5番	中 村 絵 理	出	12番	松 石 信 男	出
	6番	天 本 勉	出	13番	末 次 明	出
	7番	松 石 健 児	出			
会議録署名議員		8番	大久保 由美子		9番	栗 野 久 明
職務のため議場に 出席した者の職氏名		(事務局長) 古 賀 浩		(係長) 天 野 拓 也		(書記) 真 崎 静
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	松 田 一 也		こども課長	山 本 賢 子	
	副 町 長	熊 本 弘 樹		農 林 課 長	大 石 顕	
	教 育 長	柴 田 昌 範		商工観光課長	佐 藤 定 行	
	総 務 課 長	平 野 裕 志		まちづくり課長	井 上 克 哉	
	企画政策課長	亀 山 博 史		定住促進課長	山 田 恵	
	財 政 課 長	吉 田 茂 喜		建 設 課 長	今 泉 雅 己	
	税 務 課 長	古 賀 満 宏		会 計 管 理 者	寺 崎 博 文	
	住 民 課 長	藤 田 和 彦		教 育 学 習 課 長	井 上 信 治	
	健康増進課長	村 上 妙 子		こども課保育園長	舟 木 徳 茂	
	福 祉 課 長	戸 井 竜 二		まちづくり課図書館長	城 本 直 子	
	プラチナ社会政策課長		松 田 美 紀	建 設 課 参 事	酒 井 孝 行	
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1

一般質問

1. 栗野久明 (1) 塚原・長谷川線外延伸計画について
2. 大山勝代 (1) 町営プール建設の構想はないか
3. 松石信男 (1) こども誰でも通園制度にどう対応するのか
(2) ガイダンスセンター建設について
4. 工藤絵美子 (1) 5歳児健診を加えた就学に向けた切れ目のない支援
について
(2) 中学生の熱中症対策について
5. 重松一徳 (1) 文化財保存・活用について
(2) 危険な空家について
6. 天本勉 (1) 基山中学校体育館の建て替えについて
(2) 町内の河川のしゅんせつについて

～午前9時00分 開議～

○議長（末次 明君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより直ちに開議します。

日程第1 一般質問

○議長（末次 明君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

最初に、栗野久明議員の一般質問を行います。栗野議員。

○9番（栗野久明君）（登壇）

おはようございます。9番議員の栗野久明です。傍聴の皆様には、お忙しい中、御来聴、誠にありがとうございます。

今回の定例会から新たに一部の執行部の席替えもあり、私も新たに9番議員としてトップバッターで登壇し、気の引き締まる思いでございます。新緑の時期で、1年で一番心が休まる時期であります。農繁期でもあり、あちこちの田んぼで田植や準備する方々が見受けられ、無事、秋の収穫までお米が実ることを祈念いたしながら、早速、私の本日の一般質問に入ります。

それでは、これより先般提出いたしました通告書に基づき、1回目の質問です。

今回の質問事項は、塚原・長谷川線ほか延伸計画についてであります。塚原・長谷川線以外に、ほかと入れておりますが、黒谷線も含めてということです。

この質問の要旨は、今年度で三国・丸林線の道路改良工事は完了し、改良の道路整備事業は牛会・八ツ並線の工事に移行していくことが現段階で決定しています。今後の新設道路整備については、令和5年3月改正の都市計画マスタープランや令和4年3月改正の公共施設等総合管理計画の中で、都市計画道路の黒谷線や塚原・長谷川線の延伸の検討を進めることとなっています。牛会・八ツ並線の改良工事が令和10年完了見込みとすれば、既に検討は進められている時期だと考えていますが、その現状と今後の見解をお伺いいたします。

具体的には、(1)都市計画道路であります黒谷線と塚原・長谷川線の延伸について、整備時期は未定であるが、検討していくと以前説明を受けています。現在までどのような検討をされたのか、お示してください。

(2)これまでの道路整備計画は、優先順位を定めて進めていくと回答されてきたと思いま

すが、この2路線のうち、どちらが優先されるのか、お示してください。

(3) 塚原・長谷川線を延伸する場合、施工開始までに基本設計——概略設計とも言いますが、あと実施設計、用地交渉、国、県との協議、地元説明、業者入札、発注と、数多くの段階を踏まなければなりません、どのくらいの期間を想定しているのか、お示してください。

(4) 道路新設では用地交渉が必要となりますが、職員が行うのか。また、交渉は計画のどの時点で行うのか、お示してください。

(5) この事業について、地域住民の要望等は把握しているのか、お示してください。

(6) 道路を延伸することにより、周辺の土地利用、宅地や近郊農業促進が見込まれると思うが、執行部はどのように考えていますか、お示してください。

(7) 現時点で塚原・長谷川線の延伸はどこまでと想定しているか、お示してください。

(8) 黒谷線についてはどのようなお考えか、お示してください。

以上、私の本日の一般質問といたします。御回答のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、栗野久明議員の一般質問に答弁させていただきたいと思えます。

塚原・長谷川線と黒谷線の延伸計画についてということで、(1)黒谷線、都市計画道路と塚原・長谷川線の延伸について、整備時期は未定であるが、検討していくと以前説明を受けた。現在までどのような検討がされたかということなんですが、まず、道全般について少しだけ解説させていただくと、今、道の交付金的なものが非常につきにくくなっていて、社交金はうちは諦めて、道交付金というものに全部変えています。道交付金と社交金の違いは、社交金が55%です。道交付金は50%なんですが、社交金、全然つきません。今、全くですね。だから、今、道交付金で、それこそ三国・丸林線もそうでしたし、今の牛会・八ツ並線もそれでやっているんですけど、何で補助金にこだわるかというと、補助金で55%なり50%をいただくだけではなく、残りの45%とか50%の扱いが、交付金がつくかつかないかは全く違うんですね。だから、そういう意味でいうと、基山町ぐらいの町の規模ですと、その道を何路線も一緒に大きい道を造っていくというのは非常に現実的ではないということで、順番に白坂久保田2号線、三国・丸林線、ちょっとだけ重なっているんですけど、基本、一個一個や

るという形にしておるので、今まさに牛会・八ツ並線が今度始まったところなんですね。おっしゃるように、令和10年度までの予定をしておりますので、次のやつがちょっと重なるかもしれませんが、要するに令和10年度ぐらいから次のやつが一番最初が始まるぐらいのイメージで今考えていますので、そういう意味でいうと、まだ今、令和7年度に入ったばかりでございますので、正直、この令和7年度とか令和8年度の前半ぐらいにはっきりとその計画が決まるものではないということを前に1度お話ししたつもりなので、それをいま一度、まず最初に確認させていただきたいというふうに思います。

その上で、黒谷線につきましては、整備済区間が基山グリーンパークの流通業務拠点としての機能を果たしているというふうに考えているところです。今の部分がですね。それで、そのため、未整備区間は、今後、これから先の周辺の交通体系とか、それから新たな開発とか、そういった状況を見極めながら道路の整備を検討していかなければいけないと。今のままだったら今のままで十分だと思っています。ただ、今後、周りの状況が変わってくれば、当然延伸なり、または新設なり、そういったことを考えていかなければいけないというふうな、そういうことがまず黒谷線ということで御理解いただければと思います。

それから、塚原・長谷川線の延伸については、令和4年度に鳥栖市の弥生が丘までのルートを検討を行って、その結果は一般質問の中でもお答えさせていただいたと思うんですが、三ヶ敷地区と、それから弥生が丘地区の高低差というのが非常にあるので、弥生が丘へ直線で結ぶことは困難であるので、金丸地区にぐうっと左に迂回して上がっていくということをしなればいけないというふうな、そういう感じのことを令和4年度の議会の中で御説明したところでございます。

また、鳥栖市の弥生が丘まで延伸すると、当然ながら今でもアウトレットへの抜け道みたいなところはすごく車が混んでおりますので、それによって基山町内への交通量の増加、これをいいことだとするのか、よくないことだとするのかというのは非常に微妙な問題だとは思いますが、そういったものがまずは増えるという想定は令和4年度に調査して分かったところでございます。

そして、そういうことを考えると、令和4年度でどういう答弁をさせていただいたかという、弥生が丘まで延伸するのは、コスト的な問題と今申し上げたことも考えて、非常に難しいんじゃないか。途中まで延伸するような、そういうことを今後考えて検討していきたいというふうなことを申したというふうに記憶しているところでございます。じゃ、その後、

その途中までがどこまでが決まったかと言われると、まだそこまで決まっていないというのが実態でございます。

(2) これまでの道路整備計画は優先順位を定めて進めていくと回答されていると思いますが、この2つの路線のうち、どちらかを優先されるのかというふうな、そういうことでございますけれども、道路整備計画で三国・丸林線の次は牛会・八ツ並線というふうなことで令和10年度までの計画。ただ、これも先ほど言いましたように予算が非常につきにくくなっているので、場合によっては少しまた長引いてしまうようなこともゼロではないというふうに考えております。

そして、黒谷線と塚原・長谷川線の2路線の具体的にどっちかみたいな話は正直決まっていらないんですが、ただし、先ほど御説明したように、黒谷線は今のままだと今のでいいんじゃないかと思っていますので、周りの状況がどういうふうになるかというので大きく変わっていくと思いますので、もし状況がずっと変わらないなら優先順位が上がっていくことはないと思いますが、もしここ二、三年でおわっとあそこが変わっていくということになると、黒谷線もまた有力な路線になっていくんじゃないかというふうに思っているところでございます。

一方で、塚原・長谷川線のほうは、後ほどの御質問で、道が延伸した場合に、産業であったり、住宅であったり、どういうふうになるかという御質問があるわけですが、塚原・長谷川線は状況が変わることによって道を造るのではなくて、むしろ道ができた後に状況が変わるというふうな、そういうことで考えておりますので、黒谷線の動きがなければ、逆に相対的に塚原・長谷川線のほうが前に来るでしょうし、黒谷線の周りが急速に開発等が進めば、逆のことも起こり得るということで頭を整理していただくと助かるかなというふうに思っているところでございます。

(3) 塚原・長谷川線を延伸する場合、施工開始までに基本設計や、それから実施設計、そして用地交渉、国、県との協議、そして地元説明、業者の入札、発注、多くの段階を踏まなければいけないというふうに考えているけど、どのぐらいの期間を想定しているかということなんですが、最初のスタートから工事が終わるまで短くて6年で、もうちょっとかかる、先ほど言った交付金が見つからない部分もどんどん厳しくなっていくと思いますので、なぜならば、道交付金がなくなってしまったんですね。道交付金が地方創生の第2世代交付金に入れ込まれてしまったので、状況が変わってきているので、それがどういうふうになるかとい

うのは、牛会・八ツ並線の、今、道交付金で計画したやつは最後まで道交付金でやれるんですけど、新たな道は道交付金は使えなくて、地方創生の第2世代交付金に移っていかなくちゃいけないので、そういう問題も含めて未知数が多いので、最低6年、それ以上というふうな、そういうことを考えているところでございます。

(4)道路新設では用地交渉が必要となるが、職員が行うか。また、交渉は計画のどの時点で行うかを示せということですが、議員の御質問の意図するところがいまいちはっきりしないのですが、用地取得につきましては、当然ながら役場の職員がやるというふうに考えているところでございます。もちろん多分これはなかなか用地取得、交渉が大変なので、何かこう、いい方法がないのかみたいな意味合いがあるのかもしれませんが、なかなか外部に委託してできるものでもないと思っているので、逆にいろいろ実践を積んでいながら、職員の能力アップ、そういう経験を積んでいくことが大事かなというふうに思っております。

また、土地開発公社による先行取得なども検討していきたいというふうに思います。なかなか急にドタキャンされるとか、そういうやめたと言われると非常に困るので、やっぱりちゃんとした形で取得した後に交付金みたいな形の順番にいくことを考えると、今まで利用できていなかった公社の活用というのが私は必要なんじゃないかなというふうに思います。

なお、用地交渉は用地測量後に道路に必要な面積を算出した段階で行うのかなと、今、そういう答弁を取りあえずさせていただきますが、自信を持ってそうだと切り切れているわけではないので、町もあまり用地交渉を最近やったことがなくて、三国・丸林線でちょっとやったんですけど、どれが一番いいのかというのは今後考えていかなくちゃいけないと思いますが、今日段階ではそういうふうにお答えさせていただきたいというふうに思います。

(5)この事業について地域住民の要望等を把握しているのか示せということなんですが、これは私自身のことで、資料を探してみたんですけど、過去の資料があんまり残ってなくて、私自身は塚原・長谷川線の延伸は、まずは議会からの一般質問が過去ございまして、それとあとは一般の町民の方からの意見としては、平成29年、平成30年、そして令和元年、そして飛んで令和4年に1区の町長懇談会で延伸についての要望であったり、今の進捗について聞いていただいたということがございます。そのほかの要望等については、私自身は把握していないというのが正直なところでございます。

(6)道路を延伸することによって、周囲の土地利用、宅地、それから近郊農業の促進が見

込まれると思うが、執行部はどのように考えているか示せということなんですが、どこまで延伸するかということにもよると思うんですが、農業については、交通アクセスがよくなることで、例えば、観光農園の、今も誘致、何社かありますが、観光農園の誘致であったり、それから貸し農園ですね。都市部の方に基山町に来ていただいて貸し農園を使っていたら、こういったものが有望になるんじゃないかというふうに考えております。

住宅については、道路が整備され、利便性が高くなることで、宅地化にとってはまた有利な材料になると思いますので、これも非常につながっている話かなというふうに思っております。

(7)と(8)は(1)で御説明したことと同じ、それを少し詳しくに述べるということになりますので、そういうことで御理解いただければと思います。

(7)現時点で塚原・長谷川線の延伸はどこまでと想定しているのかを示せということですが、(1)でもお答えしたように、令和4年度に弥生が丘までのルートの検討を行いました。そして、三ヶ敷地区、弥生が丘地区の高低差が大きく生じて、ルートを直線に結ぶことは困難であるため、金丸地区への迂回ルートになることや、弥生が丘まで延伸することによる交通量の増加等が想定できるという結果になったところでございます。その結果、弥生が丘までは延伸せずに、途中まで延伸することを今の段階では考えているということでございます。

(8)黒谷線についてどのような考えかということでございますが、これも(1)で述べたことを少し詳しくに述べさせていただきますと、黒谷線については、基山グリーンパークから宮浦インター付近に接続する区間が長期間未整備になっておりましたので、都市計画道路の見直しを行うために、平成27年、平成28年度に交通量調査業務を行い、その結果を受けて、平成29年度に町として今後の方針を決定したところでございます。その方針としましては、黒谷線の未整備区間は、基山グリーンパークへのアクセス道路や、それから避難路、緊急輸送路としての役割があり、計画的に整備を図るべき路線として都市計画道路として位置づけを残すことにしたというのが平成29年の話でございます。

現時点では、整備区間がグリーンパークの流通業務拠点としての機能を果たしているというふうに考えております。そのために、未整備区間については、周辺の交通体系や新たな開発などの状況変化を見極めながら、道路の整備を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上で1答目の答弁とさせていただきます。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○9番（栗野久明君）

では、2回目の質問に入らせていただきます。

(1)では整備時期についての再質問で行う予定でしたが、2項目、私、用意していたんです。国の交付金の問題、それから同時に事業が進められないのかということをやっと質問しようかなと思いましたが、丁寧に町長は答えられました。

交付金については、道交付金がほとんどちょっと望めなくなったということで、地方創生、そこら辺を見据えながら事業を進めていきたいということと、それが相まって、2つ同時はそういった事情からちょっとできませんよという話が回答されたと思っております。そういった状況だろうなとは思いましたが、やり取りしながら、ちょっと皆さんにも共有して聞いてもらおうかなと思いましたが、回答はよく分かりました。いいです。

それで、(2)に入ります。事業の優先順位についての再質問になります。

少し1回目の質問の中で回答いただいておりますが、周辺の交通体系や新たな開発など、状況の変化を見極めながら道路の整備を検討していくとの回答でした。特にこれは黒谷線について言われたと思いますが、そこで、状況の変化というのは具体的にどのような手法というか、どのようなことか。そこら辺、内容をもう少し説明をいただけたらと思います。

○議長（末次 明君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

黒谷線の周辺の交通体系や新たな開発などの状況の変化につきましては、具体的に考えておりますのは、現在、園部周辺で産業用地の開発が進んでおります。そこがまだ全部企業が入っていないんですけれども、そこが入った場合は交通量の変化、交通体系が少し変わるのではないかというような想定と、あとは今現在、グリーンパークは全ての区画が全部埋まっておりますが、周辺、何年前やったかな、グリーンパークの緑地を町のほうが産業用地として売却した経緯もございますので、そういったような開発の状況の変化に応じて、周辺が少し変わってくるのではないかというふうに考えております。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○9番（栗野久明君）

分かりました。

そこで、優先順位の問題ですけれども、地域住民の利便性の向上というのは基本的にはあるかと思えますけれども、周辺の土地利用を含めた地域経済の活性化、こういったものも非常に重要になってきますが、基山町全体に有益なものを優先させるべきじゃないかなと思っております。そういった基山町全体に有益なものというのを考慮した場合に、課長のほうはどうお考えでしょうか。

○議長（末次 明君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

黒谷線だけではなく、町全体ということになるかと思えますが、ただ道路だけ整備するというのでは、今、最初に議員もおっしゃられたように、補助金の割合もどんどん減ってきておりますので、道路だけ整備するということはちょっと難しいのかなと思っております。周辺の開発等の予定があるのであれば、それに合わせて道路の整備ができますが、今現在、まだ具体的な開発の予定が決まっているところというのがございませんので、今後、そういったことも含めて、町の中の道路の優先順位を決めていくことになるかと考えております。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○9番（栗野久明君）

町長の話の中でもありましたが、塚原・長谷川線に関しては、要するに道路が先というか、路線によって、また町が形づくられる問題もありますので、そういったことを踏まえて優先順位を、まだ決定していないという答えでしたので、そこら辺も考慮しながら決めていただきたいなと思っております。

次、(3)番に入ります。塚原・長谷川線を延伸する場合の所要期間についての質問だったんですが、回答では、基本設計から工事完了まで6年程度かかると考えているとのことでしたが、まず6年程度かかるという状況を考えますと、スタートが大事になってくるのかなと。言いながらも、今の牛会・八ツ並線をやっておりますので、こういった状況を踏まえてのスタートというと、最初の計画、概略設計とか、そこら辺がどこら辺から進められるのかなと思えますけど、どうお考えでしょうか。建設課のほうですかね。

○議長（末次 明君）

酒井建設課参事。

○建設課参事（酒井孝行君）

まず、塚原・長谷川線の設計に至るまでですけれども、道路の計画決定、そこが決まっ
てからの動きになるかとは思いますが、それが決まりましたら、概略設計というのが今の塚原・
長谷川線と県道ですね。そこからどこまで延伸するかということも踏まえて検討しなけれ
ばならないんですけれども、今、こちらが考えている6年というのが、途中までというふう
な形で考えておきまして、どの辺りまでを延伸すれば地域の利便性がよくなるのかとか、そ
ういったところを考えております。概略設計をするには、今言いましたように、まず計画決
定を行った上で、ここの路線、道路の延伸の箇所、ここまでをどういう路線でやっていくか
ということが必要になると考えております。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○9番（栗野久明君）

計画決定、この手順を踏んでいかないといけないということだと思います。牛会・八ツ並線
の道路改良事業というのが、令和6年11月5日の全員協議会で、事業期間の予定が令和10年
度までと説明を受けました。それから、例えば、そういった事業が1年程度、分かりません、
予算の関係もあるということでしたので、遅れる可能性が強いということになりますと、4年
後ぐらいは新規改良事業がかかれるのかなと、こちらの想定ですけど、判断したところす
けれども、先ほどの回答のとおり、計画から事業開始までに期間が要するというものであり
ますので、そういった期間で空白が出ないような形では進めてほしいなと思っております。

同時進行でできる部分、計画の部分で予算がそんなにかからないとかいう部分で、外部委
託とか、そういったものができるのであれば、そこら辺も検討しながら、期間を見ながら、
工事が終わったときにスムーズに次の工事にかかれるように、一旦終わってしまってから、
また計画というようなことにすると、事業期間がちょっと空いてしまうというような懸念が
ありますので、そこら辺はどうお考えでしょうか。

○議長（末次 明君）

酒井建設課参事。

○建設課参事（酒井孝行君）

先ほど町長のお話もありましたように、いろんな交付金事業とか、そういったところ、社交金がつきにくくなって、道整備交付金がなくなって、第2世代交付金、こういったものを活用して、しかも、同時にはなかなか難しいというところもありますので、現在、牛会・八ツ並線の改良工事を行っております。これが計画で令和10年までと考えておりますので、スムーズに行くように、令和8年ぐらいにこういった計画の路線の決定を行うとか、令和9年に行つて事業化に向けていくべきではないかなというふうに考えております。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○9番（栗野久明君）

分かりました。

あと、(4)で用地交渉と用地の問題を挙げて質問しました。

再確認ですが、用地交渉について、当然図面が出来上がって、設計図が出来上がって、用地が確定して、面積によって数量をというところに入っていますけれども、そういった手順で、確定したもので地主とお話ししなければ、こうなりますというような前触れを先に約束するわけにはいかんでしょうから、そういった手順になると思いますけど、それはどうでしょうか。

○議長（末次 明君）

酒井建設課参事。

○建設課参事（酒井孝行君）

概略設計を行つて、路線が決まりましたら、そこにどういう道路ができるという絵ができますので、そうすることによって、この地権者の用地を買収して道を造っていくふうな形になりますので、そこが決まってから用地交渉というふうな形になります。

道路の幅員とか、そういったところで変わってきますので、またあるいは、例えば、建物があれば補償費等も発生してきますので、そういったところがスムーズに行くような計画で進めていくべきではないかなと考えております。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○9番（栗野久明君）

用地交渉で、担当がどなたがやるんでしょうかという質問もしました。質問の意図がよく

分からなかったというふうなところを町長から言われましたけれども、話の中でありましたように、私もゼネコンに過去いた経験がありまして、業者のほうですから用地交渉はないわけですが、職員とよくお話しする機会があつて、ダム工事でしたけど、用地交渉は結構大変だということで、職員は夜な夜な行かなきゃいけないと。図面等、説明をしながら、すぐには印鑑を押してもらえないので、また値段の交渉等々があるということで、ノウハウの面も先ほど町長言われましたけれども、ちょっと期間が空いて、なかなか職員もそれ専用でやっておるわけじゃないもので、結構難しい状況になっていくのかなと思っておりますが、職員の数的な問題というか、人的な問題というのは、これは町長に頼まないといけない、その煩雑期になればですね。どのぐらいの量があるか、道路は分かりませんが、地権者の数が多ければ多いほど時間はかかるんでしょうけれども、そういった状況というのは現場のほうはどうなんでしょうか。1度、三国・丸林線で経験したと思いますけど、どんなものでしょうか。

○議長（末次 明君）

酒井建設課参事。

○建設課参事（酒井孝行君）

用地交渉はなかなか大変だということも、私もちょっと何度か経験はしておりますので、分かります。やはり用地交渉を行う上で、特に建物等があると補償等の問題がありますので、そういったところがなかなか、住んであるところがあれば厳しい、難しかったり、建て替えとか、そういったところが出てきますので、非常に難しいのかなというふうに考えていますので、できるだけそういうところがないような計画を立てながら進めていくのと、あとは、その路線等によりますけれども、地域で必要な路線というふうな考え方を持って、地域の方の御理解を得ながら交渉を進めていくような考えでいければいいのかなというふうに考えております。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○9番（栗野久明君）

本当に用地交渉は大変だろうと察するところですが、例えば、道路でいきますと、必要などころ、相手の地権者の土地を少し横切るとすると、隅地みたいな感じで残ってしまうのも困るだろうし、ちょっとだけ売らなきゃいけないとか、こういったところが非常に地権者

側からすると、売るほう側からすると嫌なところだろうと思うんですね。そういったのを根気強く交渉しなきゃいけないというような状況だろうと思いますし、逆に売りたいという方がひよっとしたら多いのかもしれませんが。農地は耕作放棄地が増えるような状況でもありましてですね。ただ、現状、あそこら付近を見てみますと、物すごく田んぼをうまく整備されていて、方向によりますけれども、そういった一生懸命農業をやられている方もおられる関係で、頑張っしてほしいなと思っております。

(5)で、次の質問ですが、地域住民の要望について町長から回答がありました。町長懇談会の話も上がっていましたし、先輩議員が何度もこの道路については質問いたしております。

その中で、懇談会での内容の中ではどんなものが要望で上がっていたのか、分かりましたらお願いします。

○議長（末次 明君）

酒井建設課参事。

○建設課参事（酒井孝行君）

懇談会の中では、まずは延伸を行うのかどうかというふうな要望とか、そういったところが上がっておったり、かなり迂回しないといけないとか、そういったところも地元の方も分かってあったりして、できるだけ要望としては延伸をしていただきたいと。中には弥生が丘までではなく、途中の町道までで構わないので、そこまででもできれば延伸をしてほしいとか、そういったところの要望が上がっております。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○9番（栗野久明君）

多分潜在的には、例えば、塚原・長谷川線、両方とも地元の声が少しは私は聞こえてきていたんですけども、やはり何というか、不便さを感じているところもあるのかなと。生活道路としてですね。ずっと立派な、ある程度、道路がほかの地域ではできているという状況で、それと少しその沿線上の方は不便さを感じている線形になっているのかなと。そういったことも要望ではあるんじゃないかな、潜在的にですね。声として上がっているかどうかは分かりませんが、そういったことがありますので、今後も地元の声をよく聞いていただきたいなと思っております。

(6)で道路を延伸する場合、周辺の土地利用についてであります。宅地化していく場合、

都市計画マスタープランや、また線引きの問題が出てこようかと思うんですが、現状の形が変更されていったり、見直しされていったりできるものかどうか、そこら辺、定住促進課長のほうをお願いします。

○議長（末次 明君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

もし道路の延長が決まりましたら、どこまで延長するかというような形も含め、都市計画マスタープランの見直しは必要になると思います。そのマスタープランの見直しの際に、今現在が塚原・長谷川線の延伸を予定しているエリアというのが農地で、六次産業化を推進するエリアとなっておりますので、道路の延伸計画に合わせて、その周辺土地の見直しができるのではないかと考えております。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○9番（栗野久明君）

としますと、延伸の到達点によって、最終形というか、望ましいんですが、延伸の到達点が変わっていけば変わっていったで、何度もマスタープランの変更とか見直しをしなければいけないような状況が生まれるのかなと思います。先ほどまでの質問の中で、延伸の構想ですね。これは建設課のほうになるかなと思いますけど、到達点はどこまでにするのかというのはまだ話の中では決まっていらないですね。構想はあろうかと思いますが、どこまでを今のところ考えているのか。もし答えられるなら、そこら辺まで踏み込んでちょっとお答えいただきたいんですが。

○議長（末次 明君）

酒井建設課参事。

○建設課参事（酒井孝行君）

建設課のほうで検討した中では、地元の声とか、そういったところを踏まえたところで、高島・小原線という高島団地からの交差点のところ、あの辺まで延ばすと、約380メートルぐらいありますので、そのぐらいのところは今ちょっと頭の中でとか、いろいろ建設課の中で話している中ではその辺り。それから先というのもどういうふうな形になるのか、例えば、それを越えると山下川がありますので、橋梁が必要になって、費用もかさむというところも

ありますので、その辺りまでが一番費用とか、そういった面も考えた上ではいいのではないかというのが、ちょっと建設課内での検討内容というか、検討しているところでございます。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○9番（栗野久明君）

多分悩んでいるところだろうとは思いますが、要望としてはそうではなくて、もう一歩先ですね。高尾病院から抜けて、到達点の段差によっては、これから先は確かに、町長、先ほど言われました高低差もあるし、いろんな問題があって工費がかさむ。だけど、例えば、山下川の話も出ましたけど、避難路としてとくすると、今の道路をすると、かなり迂回したりして来るんですよ。そして、水路の横を通ったり、非常に危ないですよ。そういうのを考えると、やはりこれは立派なというか、整備した道路が1本あの地区には必要ではないかなと思っております。

だから、今、建設課としてそういった頭があるのは結構なんですけど、じゃ、到達点はどこで、どういった形で決めていくのか。議会に聞いてみるのか、質問してみるのか、いろんなやり方はあるかと思います。審議会があるのか、どういったことを考えていますか。建設課だけで考えますか。

○議長（末次 明君）

酒井建設課参事。

○建設課参事（酒井孝行君）

道路、新たに造る路線ですので、建設課だけで考えるというのはなかなか厳しいのかなというふうに思っております。もちろん庁舎内でいろんなところとすり合わせをしなくてはならないというふうに考えております。

先ほど定住促進課長もおっしゃっていましたように、地域の利用とか、そういったところもありますので、マスタープランとか、そういったところに影響するのか、あるいは農林課の六次産業の土地もありますので、その辺りも踏まえたところで計画をやっていくべきかなというふうに考えておりますので、決定するに当たっては、そういったところとすり合わせをしながら、マスタープランを変更しながらやっていくのか、あるいは地域のいろんな意見を集めてここにのせるような計画をしていくのかというのをこれから調べていきたいと思っております。

○議長（末次 明君）

栞野議員。

○9番（栞野久明君）

これは担当に聞いても非常に重たいところがあると思います。町長に質問します。

先ほど言った高島・小原線というのが、高尾病院のところですかね。あの道路ですが、立派な道路のところ付近までを今のところ想定しておるということですが、できればそれを突き抜けて、あれは何——ルートの名前がありますけれども、町道まで行って、できればそれから今度は左に曲がって、町長が当初言いました左に曲がって、向こうに突き抜けるんじゃないかと、弥生が丘団地のほうに向かうには、一旦シフトして曲がる道路を今の町道を整備しながらやっていくほうが得策じゃないかと思うんですけれども、町長のお考えをお願いします。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

すみません、今の最後の部分をもう一度お願いできませんか。最後の部分がちょっと理解できなかった。

○議長（末次 明君）

栞野議員。

○9番（栞野久明君）

町道名をぼつと言えなくてすみません。

○議長（末次 明君）

金丸から三ヶ敷を通っていく道でしょう。

○9番（栞野久明君）

金丸を通る、三ヶ敷に行っている町道ですね。あの町道も少し、例えば、狭いので、利用箇所等々を整備しながら向こうに抜ける道を整備していったほうが、お金も突き抜けるよりはいいんじゃないかなと思いますけど、町長のお考えをお願いします。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

弥生が丘に抜けないということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

当然ながら、金丸であったり、三ヶ敷のあの道が狭いというのは当然のことでございますので、逆にそれを広げるとかいうのを先に、それが牛会・八ツ並線につながれば、それはそれでまた便利になると思うので、そういったことも含めて検討していかなきゃいけないんじゃないかなと。逆に、あそこの塚原・長谷川線を延ばすよりも、先にそっちをすることかいうのも検討の中に今後出てきたりするのかなとも思っていますので、それと先ほど申しましたように、黒谷線のところの開発が急に進む、今のところそういう話は一切ないんですが、急に進むというふうなことがあれば、逆にその開発に伴って黒谷線が先に復活するようなことも十分にあると思いますので、その辺のところはあと一、二年はゆっくり考える時間はあると思いますので、考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○9番（栗野久明君）

私も土地利用の中で、宅地開発等々も踏まえての話を今しています。道路がやはり基本で、道路が整備されると、そこに人が住むようになれる可能性がある。マスタープランの見直しとか等々やりながらすると、線引きとか、いろいろ考え方が変わりながら都市化していくと。これに反対する町民の方もおられるかと思いますが、基本的には、やはり確実に超高齢化社会で人口が減っていくような状況になりますと、道路整備ができなくなっていくので、これは税収を下げないためにも、そういったことを前向きにやっていただきたいなと。途中、総論みたいになってしまいますけれども、もう少し進めます。

(7)ルートの選定ですけれども、これは建設課かな。今の突き当たる塚原・長谷川線と、今の……

○議長（末次 明君）

高島・小原線。

○9番（栗野久明君）

高島・小原線じゃなくて、もう一つ手前の今の到達点ですね。牛逢——「うしあい」とあは読むんですかね。牛会じゃなくて、牛逢・小原線か。——県道ですね、ごめんなさい。そのT字路からの延伸の話ですけれども、ここを想定しますと、真っすぐ抜けて、田んぼを抜けてというような形と、高島・小原線に乗せて、現道の高島・小原線を拡幅しながら整

備していくというやり方は考えられると思うんですね。2通りあるかと思います。3通りもあるかもしれませんが、大体分かりますか。それを想定した場合に、どちらがというのは今言えない状況でしょうけれども、それを選んでいくにはどういった手法を取りながらルート選定をしていくのか、そこら辺お答えできますか。

○議長（末次 明君）

酒井建設課参事。

○建設課参事（酒井孝行君）

あくまでも想定なんですけど、これは道路の幅員でも大分変わってきます。今言われている県道から先に延ばすんですけれども、延ばすに当たっては、先ほど用地交渉のところでもお話をしましたように、建物にかかると補償費、あるいはせっかく今まで住みながらいる家を撤去とか、そういった形になりますので、そういったところを踏まえるというのも1つありますし、どこに結ぶかで道路を利用する地域の方の利便性、そういったところも考えなくてはいけないのかなと思っていますので、そのまま真っすぐ延ばす場合、あるいは既存の道路を拡幅しながら延ばしていく場合ですね。ですので、高島・小原線までを新しく道路を造るパターン、あるいは既存の道路を拡幅してつなげて行って、先ほど栗野議員がおっしゃっているところまで延ばすのであれば、そこからまた既存の町道を拡幅して接道していくのか、新たに真ん中に設けていくのか。ただ、あまりにも真ん中に設けてしまうと、圃場整備してある農地等が分断されたりしますので、そういったところも踏まえたところで検討をしないといけないのかなというふうに考えております。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○9番（栗野久明君）

多分悩ましいところだと思うんですけれども、例えば、真っすぐ南下していくというあれを取れば、先ほど言う農地の分断とか、どこをしても分断はつくんですが、後者のほうのを取れば、それはちょっと比較的抑えられると。新しい道路を造れば、用地交渉、用地を取得する範囲も広がるから、用地取得費は上がってくるということになります。ただし、利便性は上がるし、逆に言うと宅地化とか、近郊農業ですね。ライチとか、ああいったような形の農業も呼び込める、施策が打てるというふうな状況がメリットとしてはあるかと思うんですね。

今の道路のほうを選べば、今の住んでいる地域の方は便利になるという形になります。ただし、逆に言うと、そういった土地利用とか、そこら辺の部分についてはあまり効果が薄いかなと思います。土地の交渉等は、1区の方の格納庫とか、そういった土地がありますので、比較的用地交渉も楽に——楽と言うと言い方はおかしいですけど、簡単にいくのかなと。

要は、これは基山町の将来を左右するような道路計画と思うんですよね。だから、安易には決められないと思います。市内でも議論していただきたいし、どっちがいいのかというのはですね。ただ、お金もかかる、費用対効果もある、そういったものを判断しながらやっばり進めてほしいなと思いますが、この件の答えは要りません。

あと最後に、(8)黒谷線の都市計画道路についての再質問ですが、先ほど町長のお答えでもありました。でも、実質的には、私の考えていたのは、今、立派に今の道路、行き止まりになっていますけれども、これが延伸されて4区の方につながるのかなと思っていましたけれども、そういった中には黒谷3号線とか2号線がありますが、そういったのが将来的に整備されていくのかなという構想があるのかなと思いましたが、これは状況を見ながらということで、本当に必要性があるかどうかの判断も出てくるし、やるということは決定していますけれども、今の状況を見るということです。

私も一般質問で過去やりましたが、避難経路としては、やはり何本か道があるほうが、1区から4区の方へ抜ける、4区の方から1区の方へ抜けて避難するとかいうことも可能になりますし、物流の関係も1か所でいろんな車が、大型車が来るというよりも、うまく抜けたりできるような形が取れるのかなと思いますので、これについても早急にとということではありませんが、やはり検討しながら進めていってほしいなと。こちらについては、今のところ建設課としてはどうお考えですか。建設課は難しいですか。

○議長（末次 明君）

酒井建設課参事。

○建設課参事（酒井孝行君）

今、都市計画決定をしている道路という形でしかちょっと申せないのですが、今、現状では広げて、県道基山公園線ですかね、そちらの方へつながるような計画があるというふうな認識で考えております。先ほど定住促進課長も申しましたように、町長も申しましたように、周りの周辺の状況とか、そういったところで考えていくものかなというふうな考えてお

ります。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○9番（栗野久明君）

まとめになりますけれども、私は今回改めて一般質問するに当たって、町道整備の観点から、塚原・長谷川線の延伸計画をちょっと考えてみました。よく基山町は道路の整備ができていますねというような声も他市町の方から聞きます。真っすぐした立派な道が結構多いですよねと。裏道に3号線から入った割には立派な道がある、また交通量も多いということで、そういった評価もされております。

そういった中で、また1区、2区、4区、6区、中山間地域の道路もよく整備されている部分が多い。全体を回ってみますと、この1区の三ヶ敷地区ですね。これから抜ける道路がやっぱり、役場に行くにはいろんな道がありますが、狭いんですよ。町営球場の付近に抜けていくか、もしくは合い中をつけて牛逢・小原線のほうに抜けながら何とか橋を渡って来るとか、小学校に行ったりするのはあの道がいいんですよ。そういった道路で、役場に来る、コンタクトするのが非常に走ってみてよく分かります。やっぱり一番整備できていないところかなという思いがあります。

町長も今日の回答の中ではある程度前向きな話もいただきましたし、ただ、予算の関係もあるから難しい面もあるんでしょうけれども、そういったことを考えて、私自身は早く整備すべき町道だなと思っておりますので、一年でも早く、早期に整備されることを願ひまして、私の本日の一般質問を終わります。

○議長（末次 明君）

以上で栗野久明議員の一般質問を終わります。

ここで10時10分まで休憩します。

～午前9時57分 休憩～

～午前10時10分 再開～

○議長（末次 明君）

休憩中の会議を再開します。

次に、大山勝代議員の一般質問を行います。大山議員。

○11番（大山勝代君）（登壇）

皆さんおはようございます。11番議員の大山勝代です。傍聴の方、お忙しいところお越しいただきありがとうございます。今回もどうぞよろしく申し上げます。

早速ですが、私の質問は1項目です。

テーマ、町民プールの建設構想について。

3月議会で、本年度から小学校の水泳指導が外部委託になるという事業説明書が提示されました。私は教員として、もう現役離れて20年になりますが、この間、今学校現場が大きく大きく変容してきていると感じられます。

失われた30年、このところ、いろんなことで考えていくと、例えば新型コロナウイルスの下、長年の私たちの要望だった1クラスの定数が35人になりました。

また、莫大な国の予算を組んでのタブレット導入、教員の働き方改革など、行き詰まった教育現場を少しでも改革しようという幾つかの試みがなされています。

その中での中学校の部活動指導、外部指導の導入もそうですね。不登校児が昨年、全国で34万人を突破しました。学校が今住みやすいところではなくなっているという一つの大きな証拠だと思います。

この学校現場の様変わりについて、これが小手先の教育改革、いろんなことをしても、やっぱりまだ行き詰まっていくのではないかという危惧を私は持っています。

そこで、今年から小学校の水泳指導の外部委託が導入されたのですが、3月議会のときに分かったことは、中学生が基山小学校のプールを使うということ、そして、小学校は年間883万円の支出をして外部委託が提示されています。

私はそのとき、それならば、いっそ基山町が町民プールをつくれればいいと発想が飛びました。そして、今回の質問に至りました。長くなりましたが、あと、要旨を言いたいと思います。

30年ほど前、この総合公園の建設のときに、温水プールをつくりたい、つくってほしいという構想があったことを記憶しています。これが全く今立ち消えになっているのかどうかということ、そして、近年、猛暑による小中学校の水泳指導の形態が随分変化して、外部委託が全国的にも広がってこうとしていること、そして、基山町に町営プールができれば、水泳指導を町外に委託しないで済むし、町民の健康推進のための施設として大いに活用できるのではないかということで質問をします。

(1)から(8)まで質問項目していますけれども、(7)までは学校現場の今の水泳指導について

てです。(8)だけが町営プール建設になっています。

(1) 体育の授業が週3時間、年間105時間、そのうちに、夏場の水泳指導の時間があるわけですが、大まかに何時間指導すべきだと規定されていますか。

(2) 水泳指導での到達点、それを提示してください。

(3) 今年からの民間委託ですが、その経過と、近隣の学校の状況を教えてください。

(4) これまでそれぞれの学校で指導していたのですが、これを民間に委託するメリット、デメリットを教えてください。

(5) これまでの3校の管理の年間維持費と、小学校2校の委託との比較、試算されていますか。

(6) 委託は今後も継続できるのでしょうか。

(7) 中学校が基山小のプールを使うようになっていますが、これも今後このまま継続できるのか、ちょっと危惧をしております。

(8)、最後の質問です。

今回の私の質問は、この大きな1点であるのですが、先ほども言いましたように、外部委託するのではなくて、自前で基山町が水泳指導を運営していく。ひいては、町民の健康増進のため、使用、運営をする。そしてまた、子どもたちの休日や放課後の過ごし方として、自由に町民プールに行って時間を過ごす、そういう建設は考えられないでしょうか。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

大山勝代議員の一般質問に答弁させていただきます。

私のほうから、(8)のほうを答弁させていただきたいというふうに思い、残りは柴田教育長のほうからということになります。

事前に質問要旨をいただいていたので、それは読んでいたんですが、今初めて大山議員の意図するところを理解しましたので、その準備がしていなかったのも、言葉はちょっと変わってくるかもしれません。小学生なんかも一緒に使える大きな温水プールというイメージだというのが今分かりましたので、質問要旨にも高齢者の健康増進のための施設としてというふうな感じだったので、もともとそういう話かなと思っていたんですが、そういうことを前提に

ちょっとお聞きいただきたいと思うんですけども。

余計なことですが、私、高校卒業するときの願書で、小学校の先生になりたかったんですね。ただ、佐賀大の小学課程に願書を出したんですが、プールで泳ぐことが試験に入っていたので、私は泳げなかったんで、結局願書は出したんですけど、試験会場に行かなかったというのを思い出した記憶があります。だから、教員の方が水泳を指導するというのは、すごく素晴らしいことであるものの、大変だろうなと思っているところでございます。

それで、町全体でやるという話、実は何年か前に私は公約の中に、高齢者の健康のための、ちょっと小さめの温水プールを公約の中にも入れておりましたし、それから、町民の皆さんから要望をたくさん聞いていましたので、そういう要望があるということで、ウォーキングというか、プールの中を歩くのがいいんだみたいな話を聞いていましたので、本当に真剣にずっと考え続けていて、今も実はずっと考えているんですけど、このポイントが、自治体でやっている温水プールは、多くがごみ焼却場のエネルギーを使うとか、それから、下水汚泥のエネルギーを使うというところがほとんどであります。それで、環境に優しくて、しかも健康にいいということなんですが、基山町の場合は、残念ながらごみは筑紫野市、そして下水は小郡市ということで、基山町にはそういう施設がないので、それ以外のバイオマス的なもので熱源になるものを今も探しておりますし、ずっとここ4年間ぐらい探し続けております。

いいのが見つかったと思って、これが行けたら逆に何か提案できるんじゃないかと思っていたんですが、これも最近、やはり駄目だということが結論づけられそうな状況でございますので、全く新しいまたそういう熱源を探していかなければいけないのではないかというふうに思っております。

諦めたわけではございませんので、そういう熱源が発生する、エネルギーが発生するような熱源が、特にバイオマス関係で廃棄物を処理しつつ、そこでエネルギーが得られて、プールの温水を保てるみたいなものであれば、ぜひやっていきたいなというふうに思っています。

ただ、残念ながら相当探していますけど、それが見つからない。しかも、それは小さめの高齢者用の健康温水プールだったんですけど、今、議員御指摘の小学生、中学生が使えるような大きいものになると、もっと熱源が要りますので、また検討は難しくなると思います。

ただ、諦めたわけではございませんので、これにつきましては、これからも探し続けていきたいというのが(8)の答えになると思いますので、私からの1答目の答弁は以上とさせ

ていただきます。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、私から大山勝代議員の質問にお答えいたします。

1、町営プール建設の構想はないのかの(1)公立小中学校の体育の年間計画で、水泳指導の位置づけと現状を示せということについてですが、学習指導要領に具体的な水泳の実数などの規定は示されておられません。町内2小学校では、本年度から民間委託による水泳授業を実施し、1回2こまずつ4回実施し、年間の指導計画に各学校とも全学年8時間ずつを水泳指導の時間ということで確保しているところであります。

中学校では、学習指導要領で2年生まで行うことが必須となっておりますけれども、適切な水泳場の確保が困難な場合は水泳の実技指導を取り扱わないことができるというふうにも書いてあることから、座学で済ませる学校が全国的に増えてきております。基山中学校では、今年度から隣接している基山小学校のプールを使って実施することとしております。

次に、(2)学年ごとの望ましい授業の到達点はどうなっているかという御質問についてです。

学習指導要領や学校体育実技指導資料というのがあるんですけども、それによりますと、小学校では、低学年で水遊びとなっております、水の中での移動や水の中で息を止めたり吐いたりしながら、潜ったり浮いたりを楽しく行うことができるようになることというふうになっております。

小学校中学年では、浮く・泳ぐ運動というふうになっておりまして、け伸びや初歩的な泳ぎをすること、息を止めたり吐いたりしながらいろいろな潜り方や浮き方などを楽しめるようになることというふうになっております。

小学校高学年では水泳というふうになりまして、クロールや平泳ぎの技能を身につけると、安全確保をするため、背浮きや浮き沈みをしながら続けて長く泳ぐことができるようになることとなっており、クロールで25メートルから50メートル程度を目安に泳げるようになることというふうになっております。

中学生は、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、泳法を身につけることができるようになることとなっており、クロール、背泳ぎ、バタフライでは25メートルから50メートル、

平泳ぎでは50メートルから100メートル泳ぐことが目安というふうになっております。

続いて、(3)今年度から行う水泳指導の民間委託について、経過と近隣の委託状況を示せという御質問についてですが、プールの管理や水泳指導は、教員の業務負担が大きいこと、また、猛暑の日は熱中症のリスクも考慮し、晴れていても中止しなければならないなどの課題がありました。民間委託にすることで、専門的な知識と経験を持つインストラクターによる指導で技能の向上が期待できますし、安全管理体制を整備しているため、児童生徒の安全が確保できます。加えて、天候に左右されない室内プール施設で計画的に授業ができるなどのメリットがあります。

これらの理由から、学校のプールを使わず、民間に委託して水泳授業を行う自治体が全国的に増えてきていること、本町の場合は、近隣に利用できる民間施設があることから検討を始めたものでございます。

今後の維持管理費や改修費なども考慮すると、費用面でもメリットが見られたことと、校長会でも導入を希望する意見が多かったこと、昨年7月に文部科学省から学校のプールの管理を指定管理者制度や民間委託の活用を推奨する通知が出されたこと、また、近隣の鳥栖市や小郡市でも全小学校で民間委託が始まるなどの動きがあり、早めに民間施設を確保する必要もあったため、本町でも今年度から小学校で民間委託を開始することにいたしました。

続いて、(4)自校での水泳指導と比較し、民間委託することによるメリット・デメリットを示せということについてですけれども、民間へ水泳指導を委託するメリットとしては、児童が専門インストラクターから指導を受けることにより泳力を高めることができること、気候や天候に左右されず室内プール施設を利用できるため、計画的に水泳授業を実施できることから、プールの水質管理や清掃など、維持管理に係る教員の負担を軽減できること、個々の能力に沿った授業が実施可能であることなど様々です。

デメリットとしては、送迎バスによる移動時間が必要となること、水泳を行う週は、特別な時間割の編成が必要であること、また、今年度は、体育の年間カリキュラムの再編成が必要となったことなどです。

(5)これまでのプールの年間維持管理費用と委託費用の比較はどうかということについてです。

今後、長期的に学校プールを利用した場合にかかる年間維持費と機械修理費や施設改修費

などと民間委託による業務委託費等を比較すると、委託費用のほうがコスト的に優位であるということが分かりました。

次に、(6)水泳指導の民間委託は今後も継続できるのかということについては、今年度から本町だけでなく、小郡市、鳥栖市全ての小学校が民間委託となり、民間委託業者も人員を増員するなどして体制を強化していただいております。今後、中学校も同じように民間委託をする動きは今のところないので、来年度以降も継続できる見込みというふうに考えております。

最後に、(7)基山小学校のプールを使用する基山中学校の現状は、このままなのかということについてですが、小学校が民間委託による授業に移行しましたけれども、中学校については教科担任制で時間割編成が難しいということ、そういう意見が学校からあったことから、老朽化して借地に建設している基山中学校のプールを解体して、隣接する基山小学校のプールを利用することとしました。

移動距離もこれまでの中学校プールとほとんど変わらないこと、深さについても飛び込みを行わないため問題なく実施できると考えておりますので、基山小学校のプールを利用して水泳の授業を実施していきたいというふうに考えております。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

2回目の質問に移らせていただきます。

私がちょっと勝手なことを言ってしまったゆえに、町長がまたそれに上乘せして勝手なことを言われたと。

今回も質問と回答がこっちの設定と、またずれたんですよね。だったら、あんまりそこは考えなくて、まず町長の思い等をこっちは初めて受け止めたわけです。そしたら、こっちの思いも、まずそれを言ったほうが、何か流れがいくのではないかなと思ってですね。

先日の町長の報告、あの中に、青少年育成の子どもたちが五十何人か、指導者も含めて、吉野ヶ里のアスレチックアドベンチャーといいますか、あそこに行って有意義な時間を過ごしたというふうに報告がありましたよね。あれは、吉野ヶ里町がそういう施設をもともと持っているというのは知ったんですけども、基山はそんなのないよねっていうのが一

つね。

それから、キャンプ場もあるにはあるけれども、それが複合施設として、そこで自由に1日、2日子どもたちなりに遊べるようなものではないとか、そういうものを含めたときに、基山町は幼児から若者が時間を楽しく過ごす、そういう施設がないのではないかなと、この質問項目を考えながら思ったことでした。

体育館の前に、スケボーを随分何人かの若者がしていましたけれども、今は見かけませんけれども、あれは禁止になったのでしょうか。スケボーもきちんと施設を持っている自治体がいっぱいありますよね。そういうことを含めて何とかライダー、そういうのも体育館前でされた経験がありますが、それは継続的には毎年できるような施設ということには、基山町ではなりきらないですよ。

それと、児童館も以前つくってほしいと要望しましたけれども、ありません。私が知っている児童館は、音楽室にきちんとドラム施設がちゃんとあって、使用料を払えば若者が自由にそこでギターとかそういうセッションができるというものも含めて、基山町では少し若者が過ごす施設が少ない、全くないとは言いませんけれども、ということを思いながら……

○議長（末次 明君）

質問のほうをお願いします。

○11番（大山勝代君）

ちょっと外れますので、ごめんなさい。

そこで、教育長にお尋ねしますが、(1)です。時間数としては、決められていないということですがけれども、新型コロナウイルス前からすると、随分、現場の先生に聞くと、午前中はまだ気温が30度前後でぎりぎりプール指導ができるんだ、午後、時間が体育、水泳となったときに、32度も33度も35度もなってできないということで、途中から中止になることが今まで何回もあったということですが、新型コロナウイルス前の猛暑、ここまで猛暑がないときの大体の、小学校でいいですが、年間何時間ぐらい水泳指導をしていたのか、分かりますか。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

教員生活を振り返ってお答えしますと、以前、私が教員になった頃は、体育が週3時間の

ときにでも、水泳だからということで4時間、体育の授業を組んで、かなり水泳をやっていた記憶があります。それが昭和の頃ですけれども、平成になって、やっぱりそういうのはいかんということで、体育の時間3時間の中でやるようになったと思うんですけれども、夏の体育の時間は全部水泳でやっていたと思うんですね。6月の中旬ぐらいから7月20日ぐらいまでですね。9月まで明けて、さらに水泳大会までやっていたような記憶がありますので、当時は多分20時間ぐらいやっていたかもしれません。

令和の時代になって、新型コロナウイルス等もいろいろありましたけれども、先ほど言われたように、一つは熱中症という問題が出てきましたし、あと、水泳の時間も3時間も夏の時間に水泳をするのではなくて、やっぱり多過ぎる、体育の年間計画の中できちんと位置づけると。それで、週2時間は水泳の時間をして、1時間は体育館を使おうということで位置づけとして、12時間ぐらいは水泳の時間に位置づけていたんじゃないかなと思います。12時間から14時間、6月中旬から7月20日までの週2回ということでやっていましたけれども、先ほど言われたように、熱中症のことであるとか、あるいは雷雨とか、雷注意報が出た場合はしないとかということで、大体10時間程度やっていたのではないかなというふうには考えております。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

私も懐かしく思い出して、教育長が今20時間とおっしゃったけれども、それに上乗せして、私は夏休み中に子どもを呼んで、あんたまだ25メートルを泳ぎきらんやろうが、絶対泳ぐごとならばよといって補習をしていたんですよね。そういうのも思い出しながら、あまりにも様変わり。ここで、今度の委託で、8時間、根拠は何ですか。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

今全国的にこういう動きが増えているんですけれども、民間委託業者から8時間という御提案があったということと、8時間あれば、ある程度年間達成できる指導ができるということ。やっぱり今までの水泳指導は1人の先生が35人ぐらいをプールで見ている、中に入ると、子どもたちと一緒に入ってしまうと全然安全管理ができないので、非常に危険であると

いう状況がありましたけれども、今回、外部委託の授業を見に行きますと、やっぱりグルーピングがちゃんとされていて、能力別にされているというところもあるので、やっぱりそれぞれのレベルに応じた、質に合った専門のインストラクターがされているので、やっぱりこれは全然違うなというのは改めて思いました。技能的な面もそうですし、安全管理についても全然違うし、また、担任の先生もプールサイドから評価ができるということで、非常に分担してできますので、これまでとは違う、8時間でも質が高い授業ができているというふうには感じました。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

片方では、インストラクターの専門性がある中での指導だから、急激に泳げる子が増えてくるというのは予想できますけれども、この8時間が民間からの提起というのを今初めて聞いて、そしてその8時間も、移動が行き帰り、そして、45分プラス10分プラス45分、100分の4日間ということになるんですね、この表からいくと。そうですか。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

今おっしゃったように、4回で、泳ぐ時間としては60分は確保できますので、今までは45分の授業の中で最初に着替えて最後に着替えますので、大体やっぱり30分ぐらいしか泳ぐ時間がなかったということなので、8こま分は完全に確保できているというふうに考えていただければと思っております。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

秒読みでいかんのですよね。教育長は今60分ということで、その数字だけでいけば、8時間確保ということだけれども、それはちょっと不可能じゃないかなというのを今私は受け止めております。

それにしても、先ほど言われた10時間から12時間に対しての8時間、そして、まず、グルーピングがありますよね。そこで、泳力を子どもたちの動きを見ながらグループに分けら

れると初めは思うんですが、それがもう1日目、それで済んでしまうのではないですか。

例えば、3年生が5月28日と6月3日、もう実際に終わっています。そのところの様子をお聞きになつていますか。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

実際、私も見に行きました。そして、校長先生たちも、それぞれ若基小学校の校長も基山小学校の校長も見に行っていました。

やっぱり1回目はグルーピングで終わるんじゃないかと思われるかもしれませんが、最初のと時からさっとグループ分けがそれぞれできていて、それぞれの場所にインストラクターがついて、泳いで、子どもたちも非常に満足している状況でした。

ただ、4つのグループにすぐ分けて、1班の目標はクロールで完泳できるようになるうとか、2班の目標はバタ足ができるようになるうとか、3班はけ伸びが10秒間できるようになるうとか、4班は水慣れで、顔に水がかけられるようになるうとか、やっぱり同じ学年の子どもでも、3歳、4歳からスイミングをしている子と、全く水泳が苦手で、今まで去年12時間ぐらいしたかもしれませんが、結局、集団に埋もれて全く5メートルも泳げないとか、そういうお子さんもいるわけですね。

そういうところからすると、やっぱりそれぞれの能力に合った指導が受けられるというのは非常にこれまでと違うなどは感じたところです。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

それが年間8時間で終わったときの到達として、例えば、今おっしゃったのは3年生ですから、3年生は、け伸び、初歩的な動きをする、息を止めたり吐いたりすること、そして潜り方や浮き方などが楽しくできる。その辺まではいいんですけども、高学年の水泳では、クロールや平泳ぎの技術を身につけ、安全確保のために背浮きや浮き沈みをしながら続けて長く浮くことができるようになる。そして、クロールでは25メートルから50メートルを目安に泳げるようになることと目標としてはなっています。

中学生では、クロール、背泳ぎ、バタフライなど25メートルから50メートル、平泳ぎでは

50メートルから100メートル泳ぐことが目安。それが本当に達成できるのならば、魔法にかかったみたいと私は思うのですが、実現、どこまで到達、それは一人一人、例えば、ちょっと話が飛びますが、鉄棒の逆上がりをしましょう、できるようになりましょうという目標があったにしても、依然、大人になって逆上がりができない方は何割もいらっしゃいます。

だから、そういうことを含めて、全員が到達できるということにはなりません、どこまで目標を持って、そして、本当にそれが委託することで達成できるのか、私は疑問に思いますが、教育長はどうですか。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

むしろ今までの水泳を学校で行うよりも、民間委託で4回、8時間分を1年生から6年生まですると、全員がこの目標に達成するんじゃないかなと私は思っております。

それぐらいやっぱりインストラクターによる専門の指導というのは、特にやっぱり水泳とかは全然違うんですね。町で行っている土日でまちづくり課担当でやって、きのくに総合型スポーツの分が何回かあるんですけども、その水泳の先生が教えると、やっぱり数回ですごく泳げるようになるというのがありますので、この民間委託による部分で、1年生から6年生までやっていくと、8時間でも十分この目標は達成できていくんじゃないかと私は思っております。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

実際、私は無理だというふうに思います。

ただ、どこまで達成度が、子どもにとってばらばらでしょうけれども、どこまで満足するのかという問題もありますが、検証という形ではされる予定ですか。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

その検証という形が、今、議員がおっしゃったように、5・6年生がちゃんとクロールで25メートルから50メートル、この民間委託で泳げるようになったかという検証については、

ちょっとそこは行う予定には今のところしておりませんが、少なくとも満足度については子どもたちに聞きたいなというふうには思っておりますし、先生方からの声も聞いてみたいとは思っております。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

学校であるプール指導と、そして民間委託でのプール指導の質の違いというのは、はっきり私も分かりますけれども、満足度だけではなくて、例えば2年生の終わりのときから3年生、4年生になるまで、どこまで到達できたかという子どもたちの自分自身での満足度も含めた到達度が分かるようにしてほしいのですが、いかがですか。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

おっしゃっているところからいうと、ゼロ時間目のスタートの段階から終わった4回目の最後までに自分の技能が伸びたかどうかということですかね。そういったことについては、ちょっと学校には負担をかけるかもしれませんが、調査することは可能ではないかなとは思っております。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

ぜひしてほしいなと思います。

先ほどのまちづくり課の生涯スポーツ、そこが、今私の孫が参加させてもらって、とてもよかったというのを聞いているので、具体的にどんなことで行われて、今もどう行われているのかを教えてください。

○議長（末次 明君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上克哉君）

小学生の水泳教室については、今年度もスポーツ大国きのくにのほうが主催ということで、6月から行うようにしております。

ちょっとすみません、日程的な部分は持ってきておりませんが、その中で、学校のほうに希望者のほうを募りまして、参加者の方に小学校のプールを使って水泳指導のほうを専門で行っていただくという形で予定をしております。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

とてもいい試みだと思うんですね。これが基山の小学生の何割ぐらいがそこに参加、率としては低いんですね。これがもし3割、4割とかということになれば、こっちの民間委託との兼ね合いで、泳力が伸びるということが考えられますが、そこはキャパが少ないし、無理、どのくらいと考えていいですか。

○議長（末次 明君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上克哉君）

一応、募集している人数については、30名ということで募集をしておりますので、全体の割合からすると、ちょっと数字のほうは出ておりませんが、希望者の方はかなり早い段階で問合せ等をいただいておりますので、今年度も30名を定員として行うようにしております。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

以前、学校での泳力が伸びるということはなかなか期待できないにしても、夏休み期間中にプール開放があったので、近所の子どもたちと小学校のプールに行って、何時間か過ごして帰ってきて、いつの間にか水に慣れて、そして、ある日突然、呼吸がきちんとできるようになってとかという、いろんな子どもそれぞれの到達度があるわけですね。

ですから、その子どもたちの中で、年間たった8時間、それが6年生、六八、四十八で、それでできるということは、格差が広がっていくのではないかという懸念を私は持っていますが、もともとスイミングプールにずっと行ってじゃんじゃん泳げる子、そして、先ほどの4つのグループの下位のグループですか、そのところの、この差が広がる可能性はありますか。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

むしろ今まで全然顔もつけれなかった子に対する指導というところについては、プロのほうのほうの方が優れているんじゃないかなと思いますので、格差は広がらないというふうには私は思っております。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

認識の違いで、そして確証がありませんので、そこは深追いしません。

今6月半ばですが、もう中学校も指導があっているのですか。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

まだ確認はしていませんけど、6月の初めの段階はまだだというふうを考えております。今からやっぱりプール掃除をして、水の入替えをして、6月中旬から開始と思いますので、多分、15日過ぎからではないかなというふうに思っています。

大体、実数でいうと計画段階で12時間ぐらいは計画しているということを聞いております。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

この新聞記事、いつのものかちょっと私はメモしていないんですが、佐賀新聞です。

中学校の水泳授業が廃止相次ぐ、施設の老朽化、熱中症の懸念とあって、基山中と全く重なるわけですね。そうすると、それぞれの自治体が、中学校では水泳指導を廃止したところがある、例として6自治体書いてありますが、そのうちの5自治体が廃止をしたということで、ただ、全くゼロということになると、本当に水の災害が起きたときの命を守るということからすると、危機があると思いますので、座学といいますか、それともう一つは、衣服を着たままプールに入る、そこで溺れないようにという幾つかの指導があるということですが、基山の場合、小学校のプールがまだ比較的新しいのでということになります、これ

が、基山だけではなくて、鳥栖市も小郡市もよそも老朽化が増えていくと、ここが民間委託に中学校もなる可能性があると思うのですが、地元ではないからそのとき基山がはじかれるのではないか、その懸念はありませんか。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

1 答目でお答えしましたように、中学校の民間委託の動きは、やっぱり鳥栖市にしても小郡市にしてもないんですね。やっぱりどうしてかというのを考えたときに、うちも最初、中学校からやろうかなとは思ったんです。中学校のプールが古いし、借地であるということも含めて、優先順位的には高いかなと思ったんですけれども、やっぱり中学校に聞いてみると、時間割編成が難しいという点と、中学校の場合は、専門の先生がやっていますから、体育の教員がやっているというところも含めてということと、やっぱり座学で済ませている学校が全国的に非常に増えているというところ、あと、小学校のときにプールをやっとけば、先ほど言われた命を守るというところは小学校のときに学んでいるんじゃないかというところで、この動きが加速していますので、鳥栖市や小郡市も将来的には民間委託の方向というよりも、恐らく実技をしなくなるのではないかなというふうな予想は、私はしているところです。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

若基小学校のプールは、今後どうされる予定ですか。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

若基小学校のプールについては、もう使わないというふうにしておりますけれども、基山中学校と違って、借りた土地でもございませんし、今回、解体するのに中学校は非常に多額の費用がかかっているというところもありますので、全国的に再利用というかな、ほかの施設に転用するという例も幾つか探していますので、何らか有効活用できないかというところについては、検討は今後していきたいなとは思っております。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

先ほど教育長と私のやり取りで、私は格差が広がるのではないかと、むしろ教育長は縮まるという大きな違いがありますが、検証で分かるのではないかなと思いつつながら、先に進みます。

最後の町でプールをとということについてですが、2年前ですか、もう何年も前、松石健児議員が、建設予定構想はないのかという質問をされた答えが、先ほどの町長のバイオマスを検討しているけれども、困難で、もう少しほかのものも含めて再検討したいと言われております。先ほどの回答ですが、その後、なかなか難しそうな言い方をされましたけれども、もうちょっと庁舎内での進展はありますか。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まずは、何を使うかというのはおかしいんですけども、基山町でいっぱい出ている生ごみとか、それから、下水汚泥であったり、し尿汚泥であったり、そういったものを活用して、熱を発生させられないかと、いわゆるそれは廃棄物処理になるわけですね。しかも、今言ったものは一般廃棄物なので、そういうやり方でオーケーだという県の許可が要るわけですね。

県とこの2年間ぐらいずっとやってきたんですけど、やっぱり出てくるデータとか、そういったものを見て、県としてはこれでは認められないみたいな感じが今ずっときていたんですけど、最終的にこれが間もなく認められない結論が出るんじゃないかなというふうなことなんですけど、この2年間ぐらいはずっとその可能性がまだ消えていなかったのだから、それをずっと追いかけてきていたということでございます。

それがはっきり駄目になったら、またほかの手法で県が認めてもらえるようなものがあるかなというのを考えなければいけないし、それが駄目なら、そういう生ごみとかし尿とか下水汚泥じゃない、合併浄化槽汚泥、下水汚泥は小都市に行っていますので、もう、うちでは使えませんので訂正しますけれども、コミプラというもので使っている汚泥か、合併浄化槽の汚泥か、し尿汚泥か、あとそれに生ごみ、その辺りの組合せという考え方を考えなきゃいけない。それが処理できないということになれば、その考え方をやめて、別の全く違うことを考えなきゃいけないということになってくると、もう一回ゼロから積み上げていかな

ければいけないかなとは思っているところでございます。

何に時間をかけたかという、その一般廃棄物の処理が県が認めてくれるかどうかというところを、やり取りをずっとしていたということでございます。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

一般廃棄物の処理で熱源を出すということが、もしゼロということになったとき、断念なのか、私はここをもう少し勉強した上で質問すればよかったのですが、例えばみやき町のメディカルセンターのB&Gですか、あそこの運営、あそこの熱量がどうなっているのかと、それともう一つ身近なところでは、小郡市のあすてらすのプールがどうなのかというのを今教えていただけますか。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

ほかのところもその運営に相当苦しんでいると思います。

だから、あすてらすさんも今度値上げされましたけれども、もともとが存続自体が非常に厳しい状況の中で値上げを検討されたということでございますので、やっぱりそういうふうにならないためにも、今言ったような、環境に優しくて、しかも熱源がそこから取れるというのを目指している、今の手法が駄目なら、まずはほかのそういう処理の手法がないかというのを検討するのがまず次の第2で、それで、それでも駄目なら、その他のところといっても、なかなかうまくいっているところが少ないかなというふうに思いますので、そこら辺りはまたきっちり調べさせていただきたいというふうに思っております。

大体今続いているのは、やっぱりごみ処理場の横とか、下水の汚泥の横でやっている、処理場の横でやっているというのが、長期に続いているという感じかなというふうに思っているところです。

もともと先ほど申しましたように、難易度的には大きさがあんまり大きくないほうが難易度が低いと思っていたので、高齢者のための健康維持の温水プールだったらそれで難易度がまだ低いので、ほかのをまた探すということになると思いますが、小学生のものとか、中学生のものとか、少し大きいものをイメージするということになる、その部分の難易度は高

くなるというふうに、今お話を聞きながら思っていたところでございます。

いずれにしても、今のやつが駄目になったら、ほかのことをきちんとして、そういういわゆる廃棄物処理以外の方法のヒートポンプであったり、様々な手法がございますので、そういったものでやると、どれぐらいの運営費がかかるかとかいうのは、シミュレーションすることはそんなに難しくないので、次の検討に移っていきなというふうに思います。

まずは廃棄物処理と一緒に組み合わせていくと、基山町が目指すゼロカーボンにも近づきますし、それから、筑紫野市のごみ処理場に払う処理の金額も減りますし、それから、ほかのところのし尿の処理とかそういったものも費用として減るので、非常にいろんなところが三方よしになるんじゃないかなと思って、この4年間相当研究してきたところでございます。それが間もなくちょっと、最終的に駄目という結論が出た場合には、今申したような手順で、また検討を進めていきたいと思っておりますので、そこところはまた逐次御報告させていただきたいというふうに思います。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

私が初めに言った、子どもたちが楽しめると思ったら、ぱっとやっぱり発想を飛ばすのは、スライダーがあつてとかレジャー的なもの、でも、それはちょっと横に置いて、今民間委託にしているこの水泳指導を自前でできないか。それと同時に、高齢者の健康維持のウォーキングプールなりというのは、私としては譲れないというふうに思うのですが、そこは追及していただけませんか。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

今、大山議員から提案があつているような、例えば町営の温水プールをつくって、そこに小学生を利用させてはどうかというふうなアイデアなんですけれども、みやき町がB&Gですかね、三根東と三根西が恐らくやっていると申すんですよね。ただ、やっぱりバスをどうするかという問題と、インストラクターをどうするか、みやき町でいうと場所を変えているだけで、学校の先生が教えているらしいんですよ。そうすると、先ほどのインストラクターによるグルーピングによる指導とかいうのもできませんし、やっぱり町にプールがあつたか

らといって簡単な問題ではなくて、やっぱりバスでの送迎というところが非常に大きな役割を果たしていますので、民間委託業者というところは、やっぱり活用というのが、費用的にはちょっとかかるかもしれませんが、ただ、町でプールをつくるとなると、またそれも費用がかかりますので、そういった比較検討も必要じゃないかなとは思っております。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

いずれにしろ、何らかの形で施設をつくるということになると、莫大な何億円という支出が要るわけですから、どこで線を引くかという問題です。

でも、それを今ここで質問していこうとはちょっと思っていなかったのですが、ついこんな形になってしまって申し訳ありません。

今回は、こういう今の民間委託の指導の在り方が、私の懸念するものと少しずれているというのが分かったし、もしそれを町営のプールを建設することで解決できないかということ提起したわけですが、今後、そのことについて、町長も含めて担当課で検討していただけたら幸いに思いますが、今後のことについてはいかがですか。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

将来、本当にそういうプールが実現できたら、その段階で逆に今委託しているやつを戻すだけの話なので、それを先につくって委託するのをやめろという議論には、私はならないんじゃないかなと思いますので、こちらとしては、まずは高齢者が元気になるような温水プールを目指していろいろ検討は進めてきていたんですが、それにもうちょっとでかいものも含めて検討の視野を広げるということで、建設費もさることながら、やっぱりでかくすると熱源も含めて維持費が、それから、やっぱり廃棄物処理なんかを使うと、まさに環境にやさしいというイメージもまた出てきますので、やっぱりそういうものも大事だと思っておりますので、そういうことも含めて検討していきながら、あとは、まずは危惧されたような委託することによって子どもたちがより泳げなくなるみたいな話にならないように、第2、第3の私を生まないようにしていけたらいいなというふうに思います。

○議長（末次 明君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

ありがとうございました。質問を終わります。

○議長（末次 明君）

以上で大山勝代議員の一般質問を終わります。

ここで11時20分まで休憩します。

～午前11時08分 休憩～

～午前11時20分 再開～

○議長（末次 明君）

休憩中の会議を再開します。

次に、松石信男議員の一般質問を行います。松石信男議員。

○12番（松石信男君）（登壇）

傍聴の皆さん、大変お疲れさまでございます。午前中の最後でございます。私は、いつも申しておりますけれども、町民こそが町政の主人公という立場でお伺いしております。日本共産党の松石信男でございます。

松田町長と柴田教育長並びに担当課長にお尋ねいたします。

質問の第1は、こども誰でも通園制度について質問いたします。

御存じのように、来年4月からこども誰でも通園制度が始まってまいります。この制度は国主導でつくられましたが、実施主体は市町村となっています。基山町は今年度中に基準を決めて条例を制定し、議会に提案すると。そして、事業者の認可とか実施体制を整えて、利用希望者の受付とか認定をする必要が出てまいります。

この制度は、全ての子育て家庭への支援を強化するものとして創設されますけれども、この背景には、子育て家庭の多くが、孤立した育児の中で不安や悩みを抱えて支援を求めている実態があり、保育所等に通っていない子どもも含めて、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成長環境を整備するということを目的にしております。

今回の質問は、昨年、既に一部の自治体で試行的に実施されております中で出てきた課題、そして、この制度の仕組み、町や事業者はどのような視点で対応すべきかなど多岐にわたりますけれども、私はこの保育の現状をよく分かってはおりません。そういう中で、少し粗い質問になるのかなと思いますけど、よろしく願いをいたします。

そういうことで、7つほど質問いたします。

まず1つ目に、この制度の概要についてお伺いをいたします。

2つ目に、対象となる子どもの大体の人数についてお尋ねをいたします。

3つ目に、一時預かり保育事業とこども誰でも通園制度は内容的に似ていると思われませんが、違いは何でしょうか。

4つ目に、利用料金は月3,000円、1時間300円で月に10時間ほどというふうになっておりますが、低所得者世帯には減免も必要と思いますが、いかがでしょうか。

5つ目に、この制度を利用するには、保護者は町から利用認定を受けて、事業所と直接契約をすることになっていますが、そうしますと、町の関わり、それから、責任はどうなるのでしょうか。

6つ目に、この制度には保育事業を全くしたことがない民間事業者も参入できます。そうしますと、保護者として様々な不安が出てくると。どのようにお考えでしょうか。

7つ目に、利用時間は月10時間となっておりますけれども、実情に応じて延長することも考えられるのではないかと考えております。

質問の第2は、ガイダンスセンターの建設についてお伺いいたします。

皆さん御存じのように、昨年12月の補正予算でガイダンスセンター整備基本調査費用が計上されました。事業説明によりますと、基肄城跡や大興善寺、長崎街道などの基山町の歴史や文化遺産などの情報発信や、町で活動する関係団体の活動拠点施設として建設を行うということですが、建設に向けての基本調査の現状についてお尋ねいたします。

3つほど質問いたします。

まず1つ目に、建設の趣旨、目的についてお伺いいたします。

2つ目に、ガイダンスセンター整備の基本調査では、建設場所の決定、そして、建物配置等の検討、そして、施設運営の方針の決定を行うとされておりましたけど、それぞれの調査の進捗状況、それについて示してください。

最後に、ガイダンスセンター開館までの道筋、これはどうなっているかお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

松石信男議員の一般質問に答弁させていただきます。

私のほうから、1のこども誰でも通園制度について、そして、2のガイダンスセンターを柴田教育長のほうから答弁させていただきます。

1、こども誰でも通園制度にどう対応するのかということで、(1)で、この制度について概要を示せということなんですが、こども誰でも通園制度は乳児等通園支援事業というのが正式な名前で、その通称で、令和8年度から全国全ての自治体で実施するというふうな、そういうことになっております。生後6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、保護者の就労等による保育の必要性の有無を問わず、要するに、どなたでもいいということなんですけれども、一月当たり10時間まで国が補助するというので、別に10時間超えても、それは町で決めれば差し支えないという、そういうことになってはいますが、そういう時間内で保育所等に通園できる制度であります。

もっと分かりやすく言うと、基山町にある保育園でここに手を挙げるところがどの程度あるか。結局、設備に余裕がないと手も挙げられないと思うんですね。そうなってくると、町営の保育園がどうしても、こういう役割を果たさなきゃいけないみたいな、そういう感じになる可能性もあるかなと。松石議員が心配されるように、いろんなところが手を挙げてくるような、そういうふうにならないんじゃないかなというふうに今見ているところでございます。

(2)対象となる子どもの数はどれぐらいか示せということでございますが、令和7年4月末のゼロ歳から2歳までの子どもの人口が約370人です。そこから6か月未満の子どもと既に保育所等に入所している子どもを除いて計算すると、こども誰でも通園制度の対象者は約150人というふうな、そういうことになるかと思えます。もちろん、その方々がみんな使うわけではないのでですね。

(3)一時預かり保育事業との違いは何かというふうな、そういうことでございますが、これは国がこういうふうに言っていることなので、あとは我々がどういうふうにしていくかというのも大事なところだと思いますが、一時預かり事業は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に規定された保育事業の一つで、子育てをする保護者のための事業です。結局、何がしかの不都合があるときに一時的に預けるという保護者の都合だという、そういう整理になっています。

一方、こども誰でも通園制度は、児童福祉法に基準が規定され、子ども・子育て支援法に

より支援給付が創設された新たな子どもの成長支援制度で、子どもの発達や社会性の広がり等の成長を促進するために新設されたというふうな、そういう国の説明になっております。一時預かりが保護者のためであり、こども誰でも通園制度は子どものためという、そういう整理になっているところでございます。

具体的には、一時預かり事業で子どもを預ける場合には、一時的に家庭において保育が困難である理由が必要で、一月当たり14日間を利用限度としているところでございます。こども誰でも通園制度は、子どもの成長を願う保護者が子どもの成長のために、一月当たり10時間までは国の支援給付を受けて利用できるという、そういうものになっていて、10時間を超えるものは各自治体のほうで準備するという、そういう立てつけになっているところでございます。

(4)利用料金は月3,000円、1時間300円掛ける10時間程度で、低所得者世帯への減免が有用と考えられるがどうかということでございますが、おっしゃるように、こども誰でも通園制度を利用される保護者の利用負担額は、1時間当たり300円程度の基準にそれぞれのところで設定するということになっております。また、町から実施施設へ年齢ごとに公定価格で示される1時間当たりの給付費を支払うという、そういう立てつけになっているところでございます。

低所得者世帯の費用負担については、全部または一部を補助しても差し支えないことになっていきますし、別に低所得者世帯に限らず、10時間を超えるものに対しても、町がやればオーケーだし、何らかの300円の負担についても、通常の負担についても、町がそれをカバーするというのは何の問題もないという、そういう整理でございますので、そういう意味では、どういう立てつけにするかというのは、これから国がどういう形で給付内容の詳細が出てくるかというのを十分に見ていきながら、町で補助内容を検討していくという、そういうことになると思います。

(5)この制度を利用するには、保護者は町から利用認定を受けて、事業所に直接申込みすることになっているが、町の関わり方や責任はどうなるかということでございますが、こども誰でも通園制度を利用するためには、対象の子どもは乳児等通園支援事業の利用認定を受けていただく必要があります。これは正式な名前ということで先ほど申し上げましたが、これの利用認定をまず受けていただく必要があります。その後、国が整備するインターネットシステムを通して、こども誰でも通園制度を実施している保育施設等へ利用日時等の申込

みをするという、そういう流れになっているところがございます。これも実際動き出して、また微修正とかがあるような感じかなというふうに想像はしております。

本町は、設置及び運営に関する基準等を条例で定め、実施施設を認可し、あわせて利用者の認定手続を行うというふうになっているところがございます。こども誰でも通園制度の安全な運用がなされるように指導監督する立場にあるというふうに考えています。また、町立の保育園でやる場合には実施者にもなるという、そういうことになると思います。

(6) 保育事業をしたことがない民間事業者の参入も可能なため、保護者として不安があるが、どう考えているかということでございますが、今後、国が示す基準に従い、条例により実施施設の認可基準を定める予定でございます。基本的には、ゼロ歳6か月から満3歳未満までの乳幼児をお預かりする制度なので、何よりも安全第一に、施設面積であったり、職員の配置等の要件、支援内容などの基準を設定して、適切な事業者の認可に努めていきたいというふうに思います。また、利用は基本、保護者の申込みによるものでございますので、非常に心配なところに対しては、保護者の皆さん方自体が申し込まなくていいわけですから、そういう形かなというふうに思っております。

(7) 利用時間は月10時間までとなっているが、実情に応じて延長することは考えられないかということでございますが、こども誰でも通園制度の利用時間は、各自治体の裁量により延長することが可能になっております。まずは、この制度の周知と本町の取組体制を構築し、保護者にこども誰でも通園制度の意義や魅力を感じてもらえるように、一人一人の子どもに向き合った支援の実施を町内の保育事業者等に働きかけてまいりたいというふうに考えております。月10時間以上の利用につきましても、国の補助の対象はそこまでですが、この制度を運用していきながら、利用者の要望等も考慮して、様々な検討を加えていきたいというふうに考えております。

以上で1 答目とさせていただきます。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

それでは、私から松石信男議員の2の御質問にお答えいたします。

ガイダンスセンター建設についての(1)建設の趣旨、目的は何かということについてですが、基山町歴史的風致維持向上計画に沿って、町ではガイダンスセンター整備を行う

というふうにしております。

施設では、特別史跡基肆城跡のみならず、大興善寺、長崎街道をはじめとする町内の多様な歴史と文化を情報発信し、町域で活動する関係団体の活動拠点といたします。また、多世代交流並びに増加しつつある国内外からの観光客が立ち寄り、基山町の歴史や文化等の情報が気軽に得られる施設にしたいというように考えております。

基山町に関わる多様な文化遺産情報の集積を図り、関係する民間団体の情報共有、集いの場として活用できる施設としたいと考えております。そして、歴史的なまちづくりを行う諸団体の連携強化、担い手育成の場としての多様な活動を広げるとともに、活動成果の観光資源化を図り、住民はもとより、来訪者への情報発信施設として、学びや活動の拠点として整備することによって、基山町の歴史的風致全般の維持向上に資することになるなどを目的としております。

次に、(2)ガイダンスセンター整備の基本調査では、建設場所の決定、建設物配置等の検討、施設運営方針の決定を行うとなっているが、調査の進捗をそれぞれ示せということについてです。

平成31年1月に認定を受けました基山町歴史的風致維持向上計画では、建設予定地が役場周辺の総合公園周辺となっておりましたが、施設の目的や利便性なども考慮して建設地を決定することが望ましいことから、昨年度、駅周辺を含むエリアに拡大して検討することといたしました。

昨年度末にエリア内の町有地3か所を比較し、調査していただいた結果、交通の利便性、周辺との相乗効果、情報発信、活動拠点等を考慮すると、3つの候補地の中では中央公園内が最も適していると判断され、施設に必要な広さ、概要などが示されたところでございます。今後、今年の秋までに基本構想案を作成し、建設場所及び施設規模を決定していく予定というふうにしております。そして、来年度、実施設計の中で施設内の仕様や運営方針等を決めていく予定というふうにしております。

次に、(3)ガイダンスセンター開館までの道筋を示せということですが、今年度は、議員の皆様にご説明しました基本調査の結果を基に、町内の関係団体からの意見聴取などを行い、ガイダンスセンター基本構想案を作成し、定例教育委員会での協議や議員の皆様への御説明、パブリックコメントなどを実施し、建設地や施設規模の決定をしたいというふうにご考えております。

令和8年度に実施設計を行い、施設内の仕様や運営方針などの決定、令和9年度から建設地の造成や建築を行い、令和10年度中に完成、開館を目指したいというふうに考えております。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それでは、2回目の質問をいたします。

こども誰でも通園制度でございます。

先日、新聞報道で、子どもの出生数が年間70万人を切ったということで、合計特殊出生率も過去最低ということで、本当に子育て支援は待ったなしの状況ですけれども、なかなか効果が上がっていないというのが現状ではなかろうかと思えます。何としても、この制度で何とかなればというふうに思いもしますが、よろしくお願ひしたいと思えます。

対象になる子どもの人数についてお伺ひいたしました。ちょっとそこでお伺ひしたいのが、全ての子どもが対象ということは、障がいのある幼児、それから、医療的ケアが必要な幼児、これも含むというふうに見ていいですか。

○議長（末次 明君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

これは含むと考えていただいて結構です。含んでおります。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

そうしますと、受入れ体制等、様々な課題が出てくるのかなというふうに思っております。今回のこの趣旨というのが、子育てというのを家庭だけに担わせないと、社会全体で支えていこうじゃないかということです。その趣旨は大変いいというふうに思っておりますが、取り組む場合は、保育施設が今の通常の保育に加えて、この新しい事業をやることになります。今でさえ深刻な保育士不足とか、長時間労働、過密労働とか言われている中で、子どもの在園時間とか利用頻度が違う乳幼児が最低1時間単位で出入りすることになるというふうに出

入りを繰り返すことになります。そうしますと、職員体制の管理やこの施設内での情報共有ね、お互い保育所の情報共有、それから、在園、今の児童に支障などが出てくるんじゃないかと、この運営に。そういう中で、本当に保育士さん方の不安とかストレスは大変大きくなって来るんじゃないかなろうかというふうに思っております。

そこでお聞きをいたしますが、どのような職員体制にするのか、職員の労働条件にも関わるわけでありまして、具体的なその辺の検討会というか、話し合いというか、その辺が必要だと思いますが、その辺についてはどのようにされておるのか、これからするのか、答弁をお願いします。

○議長（末次 明君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

乳幼児通園支援事業を実際実施するときの職員の配置などについてということですが、現在は既に保育事業をされている事業者が、この制度に実施者として参入してくれればいいなというふうに考えているところがございますので、ちょっとそういった視点でお答えをさせていただきたいと思っております。

認可保育所等がこども誰でも通園制度の事業を実施する場合、基準を満たせば、在園児と共に保育をすることができます。それで、一般型乳幼児等通園支援事業の場合は、職員は2人を下回ることはできないというような規定になっておりますが、そのうち1人は在園児を保育する職員が、この誰でも通園制度の事業と兼務できますということになっておりますので、実際、現在も払っております国の給付費、私立の保育園には運営費をお支払いしておりますので、その運営費の中で保育士の確保をしていただいて、1人はこども誰でも通園制度の専任の方として、そして、もう一人は既にいらっしゃる保育士を兼任として充てていただくということが可能ですので、そのところも、今後打合せといいますか、協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

この職員の不安やストレス、それから、やっぱり労働条件にも非常に関わってくると思うんですよ。その辺はどのようにですね、十分職員との意思疎通は図りながら、過重労働とか

になって物すごいストレスがかかってくると、預けた赤ちゃんはぎゃあぎゃあ泣くしですね。もう本当大変というのも出てきそうですが、後でも言いますけれどもですね。その辺の特に職員の労働条件に関する事、これについてどのようにお考えなのかですね。

○議長（末次 明君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

保育士は保育のプロでございまして、毎年4月の各保育園の状況を見ていただきますと、もう園内各地から子どもたちの泣き声が、大きな声の泣き声が聞こえているという状況ですが、その泣き声も数日のうちにだんだん慣れて、子どもたちが先生を信用するというような、そういう状況が毎年見られます。

このこども誰でも通園制度ですけれども、議員がおっしゃっておりますように、短時間利用の子どもたちが入れ替わり立ち替わりといますか、入れ替わりながら過ごす制度ですので、一番最初は慣れない子どももいるかもしれませんが、その辺はプロの保育士の力量だというふうに思います。

それで、保育士のストレスとかということに関しましては、どちらかといえば、子どもの成長に喜びを感じてくださるところが保育士さんたちのそういう職種だというふうに考えておりますので、勤務労働条件につきましては、十分にこちらとしても配慮をしながら進めてまいりたいというふうには思います。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それと、このこども誰でも通園制度については、手続とか、認可とか、申請かれこれとかあるようですが、膨大な業務が発生するんじゃないかと言われております。片手間にできる仕事ではないとも言われておるようでございます。

そうしますと、やはりこれに専任する職員の配置、これが私は求められるんじゃないかというふうに思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（末次 明君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

専任の職員ということですので、保育士のことではなくて、一般事務の専任のということでお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、この事業は、全国で一律に制度が開始されるものでございまして、国から運用の手引とか各種マニュアル等、続々と届いております。専用の相談窓口の開設等も順次提供される予定でございますので、専任の職員というよりも、こども課のこども未来係の中でどうにか賄っていただけるものというふうを考えております。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

何とかなるんじゃないかなろうかということでしょうけれども、やってみないと分からないという部分もあると思います。こんなはずじゃなかったと、もうとても人手が足りないということになれば、当然、その辺の人員の配置等も求めていくということが必要だろうというふうに思います。

先ほどもちょっと質問の中で触れたんですが、一時預かりとか乳幼児の保育を経験した保育士によれば、先ほど課長もおっしゃいましたけど、この制度が導入されたら初めての子どもは泣きっ放しになるということで、保育士がその幼児にかかりきりになれば、ほかを見る余裕がなくなると。来るたびに泣きっ放しということになれば、この保育の質がですね、先ほどプロですからということには期待したいんですけども、担保できるのかということが、そういう不安があるとお聞きしております。

そこで、具体的にお聞きしますが、例えば、5人の幼児を預かる場合、新たに保育士1名の配置となるというふうに見ていいですか。こども誰でも通園制度で5人を仮に預かるとするなら、新たに保育士1名をそれに充てるというふうに見ていいんでしょうか。

○議長（末次 明君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

職員の配置基準でございますけれども、乳幼児の年齢によって違います。ゼロ歳児はおおむね3人に1人の職員が必要ですし、満1歳以上から2歳まで、3歳未満の幼児にはおおむね6人に1人の保育士が必要というふうになっております。

それで、先ほどちょっと申しましたように、こども誰でも通園制度の一般型というのを実施するためには、最低2名の職員を配置しなければならないということになっておりまして、

そのうち1人は兼任でも構わないということですので、その5人が、例えば、1歳児であれば2名を下回れない、2名で対応することになるというふうに思います。もしゼロ歳児であれば、もう一人要るといようなことになると思います。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

今、一般型というふうに言われましたけど、余裕活用型というのがありますよね。試行されたところでは、この余裕活用型のほうが多いというふうに言われています。基山町の保育園は一般型か余裕活用型になるか分かりませんが、恐らく余裕活用型になるとかな。ちょっと分かりませんが、それも含めて説明してください。

○議長（末次 明君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

余裕活用型という型と一般型という型、2つの型がございます。先に余裕活用型を説明させていただきますと、保育所等の空き定員の枠を使って受入れを行うのが余裕活用型です。一般型は、それ以外といいますか、ふだん預かっている保育園児の定員とは別に定員を設けて預かるのが一般型でございます。

基山町の状況でございますけれども、今、基山町には保育施設が、認定こども園や小規模保育事業所など多数の園がございますけれども、どの園も、実は利用定員結構いっぱいいっぱい運営させていただいております。というわけで、基山町でいうところでは、空き定員を活用して受入れを行う余裕活用型という型はちょっと難しいのではないかとというふうに、今のところ私としては思っております。できれば一般型ということで、ふだんの定員とは別の定員を設けて、それで各施設が設けていただいた定員の中で、こども誰でも通園制度の子どもを受け入れてくださるといような一般型のほうをお勧めしていこうかなというふうに考えているところです。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

私は余裕活用型になるのかなと思ったんですけど、基山町はどんどん増えていますからね。

そういうことでぎりぎり定員いっぱい、どこでも受け入れているというのが現状でしょうか、やっぱり一般型という形になってくると思います。

それで、預かる場合、こども誰でも通園制度利用の乳幼児の専用室の確保も必要ではないのかと言われていました。いや、それも今のところ、ちょっと無理ですという格好になると、なかなかまたいろんな問題が出てくるかなという感じです。これについてはどうお考えですか。専門の乳幼児室をつくりますとかね、確保しますということになるのか。

○議長（末次 明君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

こども誰でも通園制度を始められる事業所は、ほかの社会福祉施設、いわゆる保育園や認定こども園を併せて行っているときは、支障がない限り、必要に応じて、こども誰でも通園制度の設備及び職員の一部を乳幼児に合わせて配置していいと、要するに、兼ねていいというような規定になっておりますので、必ずしも専用室をつくってくださいというわけではございません。ただ、専用室を整備したいというような施設がもしあった場合には、その部分も含めて国からの補助が受けられるというような制度にはなっておりますが、なるべくその負担を、各施設の負担は減らしたいというふうに思っておりますので、できればそういうふうな兼用して使っていただくというような形で考えていただけないかというふうなところは考えております。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

こども誰でも通園制度の利用についてですけれども、自由利用と定期利用とございますよね。それによってもまた違ってくる。自由利用というのはあちこち転々とすると、基山町5か所保育所があるなら、今日はこっちの保育所、来週はこっちの保育所、1時間を転々とすると。子どもにとってはたまったもんじゃないですけどね。そういうのもあると。

ですけれども、子どもの成長とか考えるならば、やはり定期利用を基本とすると、これをやっぱり前提にした事業所の認可を図っていくと、これが私は必要ではないのかなと思いますけど、いかがですか。

○議長（末次 明君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

議員は定期利用をお勧めというようなことでございましたけれども、先行で実施しております唐津市のほうから、先日、利用状況の報告がございました。唐津市は定期利用ということで、朝の10時からお昼をまたいで3時までというような5時間の利用時間を月に2回というような定期利用ということで、募集をされて実施されておりました。

といいますのも、今、議員がおっしゃいましたように、子どもの一定の成長を願うといいますか、在園児と一緒に活動したり、給食を食べたり、お昼寝したりというような一連の流れをぜひ体験していただくためということで、そういうふうな定期利用というふうな決められたということで聞いておりますけれども、課題としましては、やはり定期利用では利用の希望者が少し偏ってしまいましたというようなことがございました。

ですので、基山町としましては、この令和8年度から開始をするに当たっては、定期利用、自由利用というのを型にはめるわけではなく、自由に、まずは短時間ずつで利用していただいて、お目当ての園が見つかったら定期的に利用するというような、移行するような形で利用していただけたら、御自分の子どもに合ったいい園が見つかるのではないかというふうに考えております。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

両方利用してもらってと、自由利用する方については、その中で定期利用がいいとなればそっちのほうと。

それで、利用料金について、町長のほうから詳しく、町で補助内容について検討したいということでございます。これもちょっと紹介だけにとどめさせていただきます。

唐津市で減免をやっていますということで、先に試行的にやられていますからね。住民税非課税世帯は1時間300円のところを60円と。それから、市町村民税、所得割7万7,101円未満の方は、低所得者として1時間300円のところを90円と。だから、月額900円ですよ、にしていますというふうな問合せに対する返事ございました。この辺はもうちょっと詳しく聞かないかんとは思いますが、そのようなやり方もして、いずれにしてもやらないかんし、やっていますということですので、基山町もそういう方向でですね、先ほど町長答弁では、

やりますというような感じだったというふうに思っておりますが、他市町村の実情も参考にしながら行っていただきたいと思います。

それから、保育事業をしたことがない民間事業の参入ですね、町長はそこまで心配せんし、果たして応募者があるかないかも分かりませんと、事業所ですね。心配せんていいのかなというふうに思っておりますが、しかし、そういう事業所から参入の認可をしてくれということになれば、これはやっぱり審査せないかんわけですから。そうすると、全然今まで保育事業をしたことがないという事業者ですので、やっぱり不安は大きいわけですが、基本的には、やはりそこまで心配せんでもいいかもしれないですけど、できるだけ営利企業の参入を認めないと、認可を厳格にするというふうにするべきであるというふうに私は思っています。

そして、これもちょっと違うんですが、全ての保育所がこども誰でも通園制度を実施しなければならぬというわけでもないようですね。基山町に5つか6つありますけど、いや、もうちはやりませんと言えば、それで済むというような制度でもなかろうかと思いますが、それを含めてちょっと説明してください。

○議長（末次 明君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

この事業は、令和8年度から始まります新しい事業でございますので、今実際、保育事業をされている事業所も、このこども誰でも通園制度をするときには、基山町にまたその認可の申請をしていただく必要がございます。こども誰でも通園制度の認可でございますが、それをさせていただく必要がございます。今、議員がおっしゃいましたように、必ず全部の保育所が始めなければならないというわけではございません。

それとあと、民間の参入者があったときのというような件でございますけれども、基山町では認可基準を、今後、条例で設定させていただきたいと思っておりますけれども、認可基準を満たす施設からの申請があれば、これは認可をしなければならないというふうに思っておりますけれども、実際にその制度の運用が開始されるに当たっては、定期監査とか運営の指導なども基山町のほうでなければならないことになっておりますので、適切な業者を認可していきたいというふうに考えております。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

最後ですけれども、この利用時間ですね、月10時間を超えてやってもいいと。ただし、それは基山町の負担でどうぞというような国のやり方なので、ちょっとそれはどうかなという感じもするんですけどね。やっぱり国に申し立てないかんかなと思うんですが。

そういう場合、月10時間を超えて利用されるというふうになれば、私はその保護者に対して、一時預かり事業でされないですかということを勧めると、その受入れのほうがいいんじゃないかと、子どもにとっても、保護者にとってもいいんじゃないかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（末次 明君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

こども誰でも通園制度と一時預かり事業につきましては、冒頭で町長からも答弁がありましたように、いろいろ目的といたしますか、目標に違いがございます。そこは確かではありますけれども、こども誰でも通園制度を利用される方も一時預かりを利用して差し支えございませんし、そのほかにも、ファミリーサポート事業とか、そういうことでも子ども1人とサポーター1人でお預かりするような制度もございますので、皆様それぞれに合わせて適切なといたしますか、一番使い勝手のいい制度を利用していただければと思いますし、どうしても子どもを預けて働きに出たいとかいうお話になってきますと、こども誰でも通園制度ではなくて、保育所の入所をお勧めさせていただいたりというようなことも考えていきたいと思っておりますので、一人一人に合わせて対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

本当、一人一人の子どもさんに合わせて対応するということが大事だろうと思います。これからいろんな業務が出てきて、条例制定も提案も、恐らく次の議会か次の次の議会か出されるようですので、そのとき、またさらに審議をする必要があるかと思えます。

それでは、ガイダンスセンターの建設についてお伺いいたします。

建設場所については3か所ばかり検討しましたと、総合公園の駐車場とか中央公園、それ

から、基山駅前ですね。した結果、いろんなこと、利便性とか周辺との相乗効果、情報発信とか関係団体の活動拠点を考慮した結果、中央公園が一番いいんじゃないかというふうに、まだ決定はしとらんですね、想定していますというようなことです。

ちょっと私の勝手な心配ではありますけど、中央公園に決定するとした場合、私、今の基山町図書館ですね、これがどうなるのかなと言うとちょっと大きいですけどね。基山町図書館は御存じのとおり、7年連続、2万人未満の自治体で貸出し数は日本一と非常に頑張っておられるわけです。それは、私は、いろいろ紆余曲折あったけれども、やはり中央公園の中につくったということが、やっぱりそういう環境がですね、そういうのもあるんじゃないかと思っています。

町長は、この図書館というのはまちづくりの中心的な考え方も何かちらっとおっしゃったような感じもします。その環境が少しでも後退すると、悪くなると言うとちょっと言い方が悪いので、後退するということの心配をするんですけど、いかがですかね。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

今、議員からおっしゃった、基山町立図書館の魅力が後退するようなことがないようにというところは、やっぱりおっしゃるとおりで、基山町の宝でありますし、シンボルでもありますし、非常に町民の方の利用も多いし、近隣の小都市とか鳥栖市の方もたくさん来られている状況にあります。その図書館のよさは絶対失うことがないように、かえってこれを建てることで相乗効果が出るように努めてまいりたいと思いますので、その配置、景観等も含めてしっかり考えていきたいと考えております。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

ちょっと具体的にそれでお聞きしたいんですけども、今の図書館の駐車場はそのままなんです、駐車台数は。

○議長（末次 明君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上信治君）

まだ決定ではございませんけれども、案で出している中央公園の中にできた場合は、図書館の駐車場としてはそのままでございますが、新たにここになった場合には、こちらのガイダンスセンター用に9台ほどの駐車場スペースが確保できるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それは分かりましたが、ちょっと私、図書館には割と行くんですけども、今度新たに建設されるであろう場所をちょっと見たんですけども、そこに木がたくさん立っているんですね。20本近くあったかなと、大小含めてね。そして、桜の木もあります。それがどうなるのかということなんですよ。その緑地が。いや、伐採するしかありませんということになるのか、いや、ほかのところにもね、特に桜の木なんか、非常に私はあってほしいなというふうにいつも思うんですけど、移植ということになるのか、これについてはどうお考えですか。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

今、もしここに建てるとしたらという、予定地に確かに樹木は何本か立っております。ただ、それを移植となるとかなり難しいと思っていますので、建設する場所の樹木については伐採せざるを得ないかなと考えております。

中央公園内でもし建てるとするところとこのころで考えたときに、やっぱり図書館のほうは絶対あの景観は残したいと思っていますし、子どもたちが遊んでいる公園のほうもやっぱり扱うことがないように、そう考えたときに、もしあの中で建てるとする、今考えている西側のところかなと考えておりますので、樹木についてはできるだけ伐採等も少なく済むようには考えておりますけれども、今後、その辺についてはまた検討していきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それでちょっと思い出すが、けやき台の公園ですね、あそこに桜の木がたくさんありま

した。白坂久保田2号線を通すというときに公園にぶつかるということで、その桜の木をどうするかということで議会でも議論になりまして、結果的には移植するという事になったわけですね。今もそういうふうに桜の名所ということでやられているということもありますので、本当にちょっと研究していただいて、いや、もう移植するところがありませんと、中央公園内にもありませんと、だとするならどうするかとか、いろいろやはり検討して、基本的にできるだけ樹木を残すという方向で、ぜひ伐採の在り方を検討していただきたいというふうに思っています。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

桜の木については道路沿いにきれいに咲いている分もありますし、今おっしゃっているように残すべきような樹木があれば、移植というのも可能かどうかについては、建設予定地としてここが決定した場合には、また検討していきたいなと思っております。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

最後ですけれども。ガイダンスセンター建設までの基本構想ということで、特に私は町民の理解、納得、そういうのが必要だろうと思っています。それで、今年の秋までに基本構想案をつくりますと、パブリックコメントを実施しますのでということですが、それだけでいいのかということで、周辺住民への事業説明をちゃんとすると、そして、町民合意の上で行っていくということが私は大事だろうと思っています。どうお考えですか。

○議長（末次 明君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上信治君）

基本構想案を今から策定してまいります。そのときには関係団体等、また、今、議員おっしゃっていただいた近隣住民の方への御意見を聞きながら、そこらの問題を解決していきたいと思っております。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

最後ですけれども、建設費ですね、この概算額、どのくらいを予定されていますか。

○議長（末次 明君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上信治君）

大変申し訳ないんですけれども、まずは基本構想をつくりまして、その後、施設の内容等が具体的になってくると建設の中身が確定してまいりますので、金額がある程度出てくるのかなと思っています。また、正確な金額は設計してみないと出てこないところもありますので、現段階では大変申し訳ありませんけど、控えさせていただきたいと思います。

○議長（末次 明君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

これで終わります。

○議長（末次 明君）

以上で松石信男議員の一般質問を終わります。

ここで13時20分まで休憩します。

～午後0時18分 休憩～

～午後1時20分 再開～

○議長（末次 明君）

休憩中の会議を再開します。

次に、工藤絵美子議員の一般質問を行います。工藤絵美子議員。

○1番（工藤絵美子君）（登壇）

皆様こんにちは。1番議員の工藤絵美子です。傍聴にお越しの皆様、大変お忙しい中に足をお運びいただきまして、誠にありがとうございます。

先ほどから雨がぽつぽつ落ちてきました。いよいよ梅雨入りです。どうか今年も大雨による災害や、暑さによる健康障害が起こらず、皆様が安全で健康に過ごせますようお願いいたしております。

それでは、通告書に従いまして、一般質問を行います。

質問事項1、5歳児健診を加えた就学に向けた切れ目のない支援について。

こども家庭庁が、5歳児健診の全国展開を本格的に推進することを決定し、2028年度までに全国どこでも健診を受けられる体制を目指すこととなりました。5歳児健診の目的は、子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図ることです。

本町では、小学校入学直後の児童が学校に適應できない、いわゆる小1プロブレムの解消を目指し、2016年度より4歳児への特性検査を行っています。今年度は10年目の節目の年でもあり、事業の成果を評価し、今後の計画を見直す時期ではないのでしょうか。国の動向を鑑みつつ、本町における就学に向けた切れ目のない支援をどのように充実させていくのか、質問いたします。

(1)本町が行う乳幼児健診についてお示してください。

(2)発達に課題のある子どもとその家族に対する健診後のフォロー体制についてお示してください。

(3)就学に向けた支援の中で、健康増進課、こども課、教育学習課、福祉課の連携体制についてお示してください。

(4)5歳児健診の実施についての考えと検討課題をお示してください。

質問事項2、中学生の熱中症対策について。

令和6年12月議会にて、熱中症対策のための中学生の服装について質問いたしました。通気性がよくて動きやすく、毎日洗えて清潔が保てるという点から、半袖短パンの体操服着用を提案したところ、教育長より、校長会で話し合い、積極的に検討していこうという話になっているとの答弁をいただきました。

暑い夏が目前に迫っており、熱中症対策の検討結果について質問いたします。

(1)熱中症対策の検討結果についてお示してください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

工藤絵美子議員の一般質問に答弁させていただきます。

私のほうから、1の5歳児健診を加えた就学に向けた切れ目のない支援についてのほうを答弁させていただきます。柴田教育長から、中学生の熱中症対策についてを答弁させてい

たきます。

1、5歳児健診を加えた就学に向けた切れ目のない支援について。

(1)本町が行う乳幼児健診について示せということでございます。

健診としては、4か月児健診、それから6か月、7か月児健診、9か月、10か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診を実施しているところでございます。

その中で、法定健診は1歳6か月児健診と3歳児健診であります。

六、七か月児健診、九、十か月児健診は医療機関で実施し、その他の健診は保健センターで実施しているところでございます。

(2)発達に課題のある子どもとその家族に対する健診後のフォロー体制について示せということでございますが、発達に課題のある子どもとその家族に対する健診後のフォロー、これは4歳児健診とは全然関係ない、先ほど申した、いわゆる乳幼児健診の中の話でお答えするんですが、令和6年度の1歳6か月児健診では、そのときにちょっと異常というか、気になる子を発見したときには、結果として相談会や医療機関へ案内したのが1割、それから、保育園や幼稚園と連携して観察するような、そういうことにしたのが1割、そして、次回の健診までについて経過観察するというふうな、そういうことをしたのが8割でございました。

また、同じく今度は3歳児健診のときに気になるという感じの子たちに対しては、相談会や医療機関への案内を2割の人にしました。そして、保育園、幼稚園との連携が5割、そして、経過を見ながら必要に応じて相談というのが3割という対応をしたところでございます。

なお、こういった対応の実施体制といたしましては、保健師が正規職員5人、そして、会計年度任用職員1人、管理栄養士が正規職員1人、そして、会計年度任用職員が3人、合計でいくと、10名の体制で対応をさせていただいていると、そういうことでございます。

(3)就学に向けた支援の中で、健康増進課、こども課、教育学習課、福祉課の連携体制を示せということでございますが、就学前の支援における関係課の連携体制といたしましては、3歳児健診までの健康診査や、子どもとその家族への関わりは主に健康増進課が担当し、特に支援が必要な子どもやその家族は健康増進課がメインで、そして、こども課と福祉課が情報共有を図っているところでございます。

さらに、障がいのある子どもや発達障がいの疑いがある子ども等への支援は継続的に対応するために、健康増進課やこども課、福祉課、教育学習課が関わり、個別ケース会議を開くなど、それぞれの場面で担当課がお互いに連携しているところでございます。

次に、年中児を対象に、個々の特性を検査する、いわゆる4歳児特性検査は、こども課が中心となり、就学前から小学校教育への移行期支援を目的として、子どもの成長の促進と保護者の安心感の向上に努めているところでございます。

4歳児特性検査の内容等については、保護者の同意を得て、就学相談会や幼保小連絡会にも共有しているところであります。こども課と教育学習課が連携して、就学に向けて子どもの特性を理解するために活用しているところでございます。

加えて、特別支援学級や通級指導教室に入るための判定をする教育支援委員会は、教育学習課が担当しており、健康増進課の保健師も委員として参加しております。3歳児健診までの子どもの状況についての情報提供として、入学や進学の見込み材料とするなど、教育学習課と保健師がおります健康増進課の連携を行っているところでございます。

(4) 5歳児健診の実施について考えと検討課題を示せということですが、5歳児健診は、就学につなげるためのもので、発達や生活習慣に課題のある子どもに気づき、就学までに医療や福祉等の支援につながるきっかけとなったり、適切な生活習慣等を身につけるための健康教育や保健指導の機会になるものと認識し、実施に向けた協議を関係課で行っているところでございます。もちろん、健康増進課がメインですから、それに関係課が連携して今考えているところでございます。

こども課を中心として行っております4歳児特性検査との連携であったり、医師や専門職の確保、それから、実施に向けたスタッフ研修、健診の流れや専門相談の内容、健診前後のカンファレンスの方法、健診結果からの適切な支援へのつなぎなどが主な検討課題というふうに理解しているところでございます。

私のほうからは答弁以上でございます。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

それでは、私から工藤絵美子議員の2の御質問にお答えいたします。

中学生の熱中症対策についての(1)熱中症対策の検討結果について示せということについてです。

この件については、昨年度に続き、5月の校長・教頭研修会で取上げ、協議いたしました。一定期間、体操服での登校も可としている中学校は、近隣には体育大会の時期以外に実施

している学校はないものの、8月末から2週間程度試行的に一定期間をハーフパンツ、体操服登校も可とすることについて、校内で検討していただくようお願いいたしました。

学校としては、基本的には今のまま夏服を原則着用させたいということでした。理由として、公の場にふさわしい服装をする必要があるということを教えたいということでした。

また、体育の授業がある際はもう一着体操服を買う必要があるということも課題ではないかとのことでした。

校則や制服など校内のことに関しては校長判断とはなりますが、熱中症対策として、今後、教職員だけの検討だけではなく、当事者である中学生や保護者であるPTAなどからも幅広く意見を聴くなどして、引き続き検討するようお願いをしております。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

これより2回目の質問ですけれども、質問の順番を入れ替えて、質問項目2から進めさせていただきます。よろしく願いいたします。

校則や制服のことを含め、学校のことは校長先生の権限になるということなので、ちょっとここで幾ら話をしても前に進まないとは思っています。校長先生に権限があることは学校を改革していく上でも、特色ある学校づくりを進めていく上でも大切なことだと思っています。基山町の校長先生や先生方は、公の場における秩序の維持や教育的な観点を大切にされているということが今回の質問でよく分かりました。

私は、生徒の安全とか健康という側面からの視点であって、考え方のベクトルがちょっと違うので、なかなか交わらないのかなという印象もあります。学校生活が社会性を育む場である以上、TPOに応じた適切な服装を指導するということは、生徒の将来を見据えた大切な教育の一環であると思います。服装の規定は、社会規範やマナーを学ぶ上で意味を持ちます。学校が地域社会の一員として、一定の品位や秩序を保つことが必要なことも理解できます。ただしかし、近年の異常な猛暑を考慮しますと、これまでの公の場にふさわしい服装という概念を、より生徒の安全に配慮した形で柔軟に捉え直す必要があるのではないのでしょうか。この辺りのお考えをお聞かせください。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

今おっしゃったように、やっぱり熱中症対策というのも非常に大事ですし、子ども目線での熱中症対策というところからも、今回のことについては、私のほうもおっしゃっている意味について理解できたので、学校のほうで検討してくださいというふうをお願いしているところです。学校のほうも、TPOに応じた服装で夏服だから絶対しませんということではなくて、教育委員会からも、定例教育委員会の中でもこの前議論したんですけれども、ありではないかというふうな委員の意見もありまして、学校のほうで定例教育委員会の意見も伝えた上で再度検討していただくようにしております。

先週、校長先生のほうも、生徒の意見をちょっと聴いてみようということで、ランチミーティングということで、生徒指導主任と、また、生徒会の役員を集めて、校長室で食事をしながら、このことについてちょっとフリートーキングをしたということが伝えられております。

生徒の意見としては、7人の会議なのでまだまだというところですが、夏の長ズボンが暑いとか、女子からもハーフパンツの上にスカートを重ね着しなくて済むと。今、結構ハーフパンツを履いた上にスカートを履いている、前、水田議員からも言われたというふうに思いますけれども、そういうことをしなくてもハーフパンツだけ済むようになるわけですから、生徒からもニーズがあるような話も聞いていますので、今後また生徒会の役員の中で協議してもらって、今後、一定期間そういった試行期間を設けるかどうかというところについても重ねて協議していただくようお願いをしているところでございます。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

ちょっとこれが正しい情報か分からないんですけど、中学生の息子は、今、ポロシャツの上からネクタイをつけているんですけど、ネクタイは外して、上のボタンは開けて、シャツを出してもオーケーと言われているとあって、その格好で登校しているんですけど、それがちょっと本当にオーケーなのか分からないんですけど、大人もクールビズと言ってネクタイ外していますし、ボタン開けていますし、子どもにだけネクタイもきちんとというのは、かなり厳しいのかなと思っていますので、これも、もしかしたら少しでも涼しく過ごすための

対応をなさっているのかなと思っていたんですが、いかがですか。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

ネクタイについては、行事のときとかはしなさいというふうにはしていると聞いていますので、シャツアウトとか、その辺の細かいところについては理解していませんけど、多分、先生の指導に従って、きちんと生活しておられるんじゃないかなと思っております。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

公の場にふさわしい服装として認めてあるのか分からないですけど、シャツの裾を出すというのは、私は体に熱がこもらないので、すごく効果があると思うんですけど、シャツを出すと、だらしないというふうを感じる方も中にはいらっしゃるのかなと思ってます。

規定された制服で過ごすことや決められたルールに従う中で、どのようにして社会規範やマナーを学べるのかという疑問も、私の中で抱いているところです。

公の場にふさわしい服装について、自分で考えて行動できる力はどうやったら身につくのか、その辺りはどのように子どもたちに教育されてあるか、分かればお願いします。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

ちょっと質問の趣旨と合っているかどうか分かりませんが、基本的には制服が決まっているので、きちんとした決められた服装で皆さん気持ちよくいきましょうというところは基本かと思います。

昔と違って制服を変にズボンの裾を広げたりとか、逆にスリムにしたりとか、そういった生徒はおりませんので、子どもたちは学校の決まりに従って、それぞれ先生方から注意されることもなく、服装で先生たちが生徒に指導で悩んでいるとかいうことは、私が教育長になって6年近くなりますけど、一度も聞いたことがありませんし、町なかでもそういった中学生とか、逆に高校生も見ませんよね。ですので、TPOに応じた服装ということで、先ほど言った、例えば、儀式のときはネクタイを着用しましょうとか、そういった指導でうまく

できているんじゃないかなと思っております。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

私が中学生の頃は、やっぱり先輩に、こんな短いスカートの方とか、床につくんじゃないかというぐらい長い方がいたりとか、上のセーラー服も短くなっているような先輩も見かけていましたので、今はすごく皆さん、子どもたち素直に制服を着こなしてあるなという印象を私も受けています。

東明館では、この春から身なりが自由化されたというふうに聞いています。制服の束縛をなくしたかったという生徒の声で、自分たちでルールを考えて校則の見直しを行っています。校則がないということではなくて、自分たちで考えられたようです。

先生方は公の場にふさわしい服装をする必要性を伝えようとしているのに対して、生徒はそれを何か束縛感というふうに表現していました。何かすごく面白いなと思ったんですけども。制服やルールを限定するだけでは学べていない可能性が大いにあるというふうにちょっと思いました。見直しについては自己的なものではなく、他者の影響も含めて、十分に考慮されているようでした。今後、課題も必ず出てくると思いますけど、東明館の生徒たちは納得した上で、ルールを受け入れているんだろうなというふうに思っています。こういったプロセスを経験することは社会規範とかマナーを身につける上でもとても大切だなというふうに感じています。

ちなみに、夏用のスラックス及びスカート、今、中学校の制服なんですけど、税抜き1万3,300円になっています。すごく汗をかいて帰ってくるので、制服を洗わないと、ちょっとそれを1週間着るというのは非常に不衛生な感じなので、洗い替えが必要なのかなと思いつつ何とか洗いながら、今、着ているんですけども、それに対して、ハーフパンツは3,200円、半袖の体操服のシャツは2,830円です。洗い替えのスラックス1本分の値段でハーフパンツが4枚購入できるぐらいの価格になっています。体操服は洗い替えを購入している家庭も多いのではないかと思いますし、体操服の着用というのが必ずでなければ、義務でなければ、選択制であれば、私はさっき答弁であったようなことは大きな課題ではないように思っています。

この質問は生徒と保護者からの声から始まっています。この問題に限らず、中学生の生徒

は生徒会活動などで、保護者の皆さんはPTA等で、ぜひ声を上げていただきたいなと思っています。中学生で中学生議会でも取り組んでいるように、自らが主権者として、学校生活の中での困り事を自分事として捉えて、主体的に考え行動していく、何かそんな雰囲気になってほしいなというふうに今感じているところです。対話の機会を設けていただいているようですので、今後もそういったことで生徒の声もくんでいただいて、今後の判断につなげていただきたいと思っています。

令和7年6月1日から労働安全衛生規則の改正によって、労働者への熱中症対策が義務化されています。これは義務に違反すれば、罰則もあるような規則になっています。働く人たちがそれだけ熱中症対策に対してすごく取り組んでいる中、子どもたちの健康というところでも取り組んでいただけたらなと思っています。

学校が直面する課題というのは非常に多岐にわたるかと思えますけれども、生徒の安全と健康を守ることは、教育活動の基盤となる重要な責務だと思いますので、引き続き、課題解決に向けて、柔軟な対応を要望いたします。

それでは、質問事項1に入ります。

1番については、乳幼児健診のみお聞きしましたけれども、乳幼児健診に加えて、2か月児家庭訪問であったり、七、八か月児相談、10か月児相談、あとは、ぽっぽの会やバンビの会などの子育て教室の実施など、乳児期から幼児期にかけて、相談の場が非常に基山町は充実しているなと感じています。

2番ですけれども、発達に課題のある子どもとその家族に対する健診後のフォローですけれども、1歳6か月健診、3歳児健診ともに、相談会とか医療機関の案内、保育園、幼稚園との連携、経過観察を合わせると、どちらとも10割になるわけですけれども、受診者全員が、程度はあるにしろ、受診者全員がフォロー対象者になるという状況ですか、ちょっとその辺りの説明をお願いします。

○議長（末次 明君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

これが足して10割になるのは、これは健康診査の判定の結果、異常があったりとか、異常なしに分けたんですけれども、健診後のフォローがある人だけを抽出したのがこの分であって、異常なしという方もいらっしゃいます。（「どれくらいか、割合」と呼ぶ者あり）割合

ですね。異常あるというふうな、要観察だったり要経過だったりするのは6割を超えています。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

1歳6か月健診と3歳児健診ともに6割ぐらいのお子さんが何らかでちょっと経過観察が必要であったり、医療が必要ということでしょうか。その経過を見ていかなきゃいけない方であったり、受診等の必要があるという形で理解していいですか。

○議長（末次 明君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

そうです。6割近くが経過観察とかになっています。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

幼稚園や保育園との連携について、少し詳しく聞かせていただきたいんですけども、3歳児健診では、そのフォローの方のうちの5割が幼稚園、保育園との連携の対象になっているというふうに先ほど御説明を受けたんですけども、連携の実際について、ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（末次 明君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

保育園とか幼稚園とかの連携なんですけれども、主に保護者の許可というか、御了承を得てからにはなるんですけど、保育園とか幼稚園とかの情報共有がまず主なものになりまして、あと、集団生活の様子を確認に保育園や幼稚園のほうに巡回に行ったりをしています。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

この辺りは恐らくこども課とかのほうでも行っている、重複しているような内容があるん

じゃないかなと思うんですけども、その辺りの連携とかはどうなっているのでしょうか。何か違いがあってされているのであれば、そこも含めてお願いします。

○議長（末次 明君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

こども課では、幼稚園、保育園などの基山町内の教育保育施設をネットワークコーディネーターと言われる臨床心理士とか社会福祉士とかの資格を持ったコーディネーターが巡回をしております。

それで、園の集団生活の中での困り事とか、その子に対する対応のアドバイスとか、そういうことをコーディネーターが聞き取って、それで、健康増進課へつないだり、それから、こども課の中のネットワークコーディネーターの中で、個別の支援の会議をしたりということとで対応をしているところです。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

昨年の4月から、こども家庭センターができて、近くにこども課と健康増進課というわけですけども、同時に、保育園を訪問したりとか、何かこう、一緒に動けることがあれば、すごくスムーズに流れるんじゃないかなというところもあるんですけど、きっかけが健診であったりとか、こども課ではまた別のルートで来たりとかもあると思うので、なかなかそこがスムーズにいかないこともあるかもしれませんが、健診の結果、この保育園のお子さんが、ちょっとフォローが必要なんだということ、ちょっと様子を見に行きたいんだということと同時に一緒に進めていくことというのは可能ですか。

○議長（末次 明君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

ネットワークコーディネーターのほうから言わせていただきますと、ネットワークコーディネーターは各園を定期的に、順番を決めて、園との日程の打合せの中で巡回をしております。それで、3歳児健診の結果が出るタイミングで、ちょうど園を回るころもあると思いますので、そこは、現在はこども課では職員というよりネットワークコーディネーターが

巡回しておりますので、その辺りは健康増進課の保健師や職員のほうとも連携を図りたいと思います。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

フォローの対象者がすごく多いようなので、母子保健係の保健師は担当としては1名いらっしやると思います。実際のフォローアップでは、ほかの保健師の方も動いているみたいですが、管理栄養士もですね。どのような体制を取っておられるのか、何か地区担当制みたいな形で、自分の担当の地区のお子さんはその担当の保健師が回るとか、何かこう、そんな形で分担して、していらっしやるのか、マンパワー不足がないのかも含めて御説明をお願いします。

○議長（末次 明君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

健診が終わった後に判定とかを行うんですけども、健診の間はそれぞれというか、いろんな栄養士だとか保健師とか入って、その後、母子担当の保健師が結果を全部見直しをするんですけども、訪問だったり、経過のフォローだったりには主に母子の担当がして、あとは関わりが深いというか、母子だけじゃなくて関わりがずっとあるという人に対しては、その担当が、母子の担当だけでなく、ほかの担当でも関わっていたりというのはありますので、母子が主にして、あとは、その人その人に合わせて、それぞれで関わっているという状況になります。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

付け加えて、さっき後から言ったマンパワーに関しての状況をお聞かせください。

○議長（末次 明君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

マンパワーに関しましては、今は正直、特定妊婦だったりとか、そういった相談だったり

がありますので、そちらの対応に結構時間を取られておまして、乳幼児の訪問とかにはちょっとマンパワー不足を感じているというところがあります。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

私もこの特定妊婦だったりとかいろんな虐待であったりとか、要対協等とも関わっていくようなケースが恐らく、少なくはないような状況があると思いますので、1名体制で足りているのかなというのは以前から気にしていたことなので、人員要求も含め、子どもへの支援、家族への支援を含めて、十分に支援体制が取れるような人員がそろっていったらいいかなというふうに思っています。

この3番の支援体制に関しても、お聞きすると、大変スムーズな支援体制が構築できているように、聞いていたら思えたんですけども、連携されている中でも課題もあると思います。現状の課題が分かっていたら、説明をお願いします。

○議長（末次 明君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

連携するときですね、事案にもよります。スピード感が大事だったりするときもありますし、そういったときに、保健師から、こども課だったり、ほかの課に相談したいときに、そっちの担当が会議とかでないとか、そういう急いだときとかの対応とかがちょっとあったりするのがあります。時間がずれたりするときというのはあるかと思えます。

あとは、まだちょっと今後もあると思うんですけども、職員のまた勉強も充実させて資質を向上させていきたいというところもあると思います。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

その資質の向上というところに関しては、今何かこう、力として、ここがもうちょっとあるといいなということが具体的に今分かっているらっしゃるのであれば、お願いします。

○議長（末次 明君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

異動というのはやむを得ないかなと思うんですけど、ちょっと異動が、長くそこにずっと従事していたら大分知識とか経験も豊富になると思うんですけど、やっぱりこれは致し方ないことだと思うんですが、異動を1年とか2年でしてしまうと、ちょっと知識とかが浅くなってしまうのかなと。あと、人数も少ないので、引継ぎとかもうまくいかなかったりじゃないですけど、何人もいたら、より丁寧にできるんだと思うんですけども、そういったところとか、年齢もありますので、ちょうど子育て時期でお休みを取ったりとかいうのもあったりして、なかなか育つのができなかったりとかというのはあるかと思います。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

やっぱり異動というのは、年数がたてばまたいろんな、法律が変わっていたりとか、1からやり直さなきゃいけないことがあったりとか、異動も仕方ないことかと思えますけど、必ずみんなが異動する形じゃなくて、何らかそのスペシャリストみたいな保健師がいても私はいいのかなと思いますので、何かその辺も、母子に限らず、いろんな分野で、そういった職員が増えてくるといいかなと思っています。

4番についてですけれども、5歳児健診については、実施に向けた協議を開始されているということでしたので、答弁の中でもありましたように、4歳児特性検査との連携なのか、あるいは新たに健診体制を構築するのか、現段階でのぼんやりとしたものでもいいので、構想はございますか。

○議長（末次 明君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

まずは4歳児健診の評価だったりとか、成果だったりとか、そういったところをまた整理させていただくのはこども課にはなるんですけど、そういったところを見せていただいて、いいところがあると思いますので、5歳児健診の中で生かせないかというのも検討しつつ、いろいろなパターンを作って、どれがいいとか、どこができないとか、これからはなるんですけども、協議していきたいと思っております。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

これからは配付した資料に沿って進めさせていただきたいと思います。こども課長、質問が多いかと思いますが、よろしくをお願いします。

事前にこども課に聞き取りをさせていただいて、配付資料に特性検査のメリット、デメリットを挙げさせていただきました。

メリットの4番目、子どもの発達を数値化できるため、客観的なデータが把握できます。

特性検査は、苦手と得意を明らかにするために実施している検査ではありますが、この検査自体は、新版K式発達検査というものであって、この検査で発達年齢や発達指数が分かって、発達障がいの診断にも使われているものです。

山本こども課長にお伺いします。

保護者の同意を得て、就学相談会や幼保小連絡会でも共有しているとのことですが、このどの部分を共有されているのかということをお伺いしたいと思います。保護者に配付した結果と同じものを共有してあるのか、そこら辺をお願いいたします。

○議長（末次 明君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

こども課で行っております4歳児の特性検査ですが、この検査自体は今、議員のほうから御紹介いただきました新版K式発達検査というような検査表を使って検査を行っております。

この検査は、正式な発達検査の検査表ではございますけれども、現在こども課では、発達検査で判定をするために検査を行っているというわけではなく、得意なこと、苦手なことを少し数値化して明らかにするというような、そのためにこの様式を使って検査をしているところでございますので、保護者に同意を得て情報提供しているのは、一番最後に、保護者にアドバイスシートという形で、数値がどうのこうのではありません、苦手なところはこういうところのようですね、ここは得意なようですよ、伸ばしましょうというようなアドバイスシート、この分を共有させていただいているところでございます。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

保護者に不安を与えないように非常に配慮されて、優しい文面になっていると思っています。どこまで共有できるのかなという思いですけれども、保護者に渡している結果説明、アドバイスシート。その基になっている検査データは、こども課でも保管されていると思いますが、そのデータは共有というところでは使わないという認識でよろしいですか。

○議長（末次 明君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

こども課でその検査表自体は生の検査表といいますか、保管をしております。これを分析していただいたそのデータも業務委託の中で納品をしていただいておりますので、数値の結果も、こども課にはございますけれども、現在はこの数値の部分は共有せずに、アドバイスシートのための元データというような形で取り扱っております。

以上です。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

次は、デメリットの部分と、その下のこども課の支援体制の表を見ていただけたらと思いますけれども、特に年長児の特性検査やフォローアッププログラムが重なっている部分があると思います。年長児で行う発達検査は、4歳児から5歳児の発達を確認する意味もあると思いますけれども、一番はこのフォローアッププログラムの効果を評価するためではないのかなと思っています。これは時期が重なっている理由の説明を、こども課長、お願いいたします。

○議長（末次 明君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

議員、資料ありがとうございました。この月別でいいますと、8月、9月頃に4歳児は特性検査を行います。それで、次に、5歳児のほうのグラフを見ていただきますと、同じ8月、9月から、ちょっと長い期間、1月頃までずっと色をつけていただいております、これはずっとしているのかといいますと、そうではなくて、園のですね、例えば8月といいますと、

幼稚園でいうと夏休み期間中でございます。それで、8月を避けて、ちょっと後のほうとか、その逆とか、あとは園の行事、運動会や生活発表会などを避けたり、それから、感染症が流行する時期を避けたりと、いろいろな園の都合で、期間が少し、調整の期間が長くなっているというふうに思っておりますので、おっしゃるように、一番理想的なのは、フォローアッププログラムを実施した後に、5歳児の検査をもう一回取られればいいかなというふうに思っておりますが、そこがなかなか調整が難しいところでございます。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

園に出向いて実施していますから、受入れ側の幼稚園、保育園のスケジュールはやっぱり先ほどおっしゃいました感染症であったり、長期休暇、夏休み等の要因で予定どおりにいかない、日程からずれることもあり得るとというのが課題ということが分かりました。

フォローアッププログラムでは、さくら・さくらんぼリズムという運動を行っていますけれども、子どもたちの発達への効果等が実感できた部分とか見られた部分があれば説明をお願いします。

○議長（末次 明君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

基山町では、フォローアッププログラムとして、さくら・さくらんぼリズム体操ということで、手や足の動き、全身の動きが脳の発達にいい影響を及ぼすというような観点で、このさくら・さくらんぼリズム体操というのを取り入れております。

園の中で実施、コーディネーターというか、先生が園に行って、実際その運動を教える機会は、年間でいうと、3回から5回という間の中で、ちょっとなかなか多くありませんので、なかなか定着していないというところが少し課題ではございます。

ただ、子どもたちは4歳から5歳にかけて、それぞれすごく成長する時期でもございますので、その体操をしたから伸びたかどうかというような、その効果はなかなか測りにくいところではございますけれども、指の動きや体を支える動きなど、呼吸とか体幹とか、そういうところにはいい影響があると信じて、このプログラムを実施しているところでございます。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

やっぱり回数的に、なかなか効果というのは見えにくい部分かなとは思いますが、さくら・さくらんぼリズムは万能で即効性があるものではありませんし、発達を支援するための手段として行うのであれば、日々の保育の中で取り入れて繰り返し行うということがあれば、すごくいいんじゃないかなと思っているところです。

各保育園、幼稚園の保育の中で取り入れて実践していますよみたいな、そういった声だったりとか実績があれば、お願いします。

○議長（末次 明君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

基山町の保育所は、それぞれ個性にあふれた保育所として、それぞれの特色がございますので、その特色がなくならないように、さくら・さくらんぼリズムの動きの一部でも取り入れてほしいというところで、今、昨年、前々年からも、ふだんの運動の一部だけでも取り入れていただきたいというところで、普及をして進めているところでございます。

ぜひちょっと、こういうのを取り入れているというような内容があったら、今後、聞きたいと思います。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

特性検査を実施して、この支援体制のこども課の部分ですけれども、特性検査、4歳児の分ですね、年中の学年ですけれども、結果説明までに約半年を要しています。通常、医療機関等で発達検査を行うと、新版K式だったら当日でも結果が説明できるそうなんですけれども、平均して数週間のうちには結果説明が行われることが多いのですが、結果説明までに半年かかる理由を御説明ください。

○議長（末次 明君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

4歳児の特性検査ですけれども、7月の終わりぐらいから8月、9月にかけて、各園を検査者が訪問いたしまして、子ども一人一人に検査を実施します。子ども1人当たり約1時間ほど検査にかかります。詳しい検査でして、検査表ができてきて、その場で検査表を記入していただいた後に、これを数値化、その後、数値化をされまして、その数値を見ながら集計したところで、次にアドバイスシートというような形に直します。医療機関や病院での検査ということであれば、その数値化したところですぐに説明ができるのかなというふうに思いますけれども、アドバイスシートというような、ちょっと優しい言葉に置き換えて、保護者に分かりやすいようにということで、別の言い方に変えたりすることによって、ちょっとそこに手間暇というか、時間がかかっているところです。

毎年、少し時間がかかり過ぎているというようなところの御指摘いただいておりますので、2月にはお渡ししたいというところで進めております。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

幼児期の6か月間の発育というのは、すごく目覚ましいものでして、結果説明の時期には検査時の状況とは随分変わっていることも、子どもさんも多いのではないかと思います。その集計であったり、アドバイスシートの作成が1名の臨床心理士で全員分ですね、170名以上の方をまとめてある状況というふうにお伺いしていますので、すごくこら辺については時間的なコストも課題となってくるのではないかなと思っています。

同じ発達検査を受けるときに、検査と検査の期間を最低でも1年空けることが推奨されています。これは検査の内容を子どもが覚えてしまったりとか課題に慣れてしまうと、正確な評価ができなくなるということを防ぐためなんですけれども、医療機関を受診して発達検査を受けて診断を取るときにも、この検査、この新版K式を使って実施しているケースを実際多く見かけます。基山町の近隣の医療機関がその辺を御存じなのかどうかも分かりませんが、場合によってはほかの発達検査で評価することも考慮していただかないといけないのではないかなと思うんですが、何かこの辺りについて連携というか、連絡されてあったりということはいかがでしょうか。

○議長（末次 明君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

現在使っています新版K式発達検査というような検査内容につきましては、こども課から近隣の医療機関等へ、これをやっている、これを使っているというような連絡は、こども課からしたことは、私はございませんので、今のお話ですと、しておかないといけないかなというふうに今、思っているところです。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

その辺りも少し、医療機関もそんなに多くはないですので、受けていないお子さんもいらっしゃるかと思えますけど、ちょっとその辺が少し伝わっていると、医療機関でも対応を検討されるのではないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

今年で10年目となるこの事業ですけれども、保護者の気づきのきっかけとなって、早期療育や早期支援という点では、私は非常に効果があったのではないかなと思っています。また、フォローアップについては、保護者にも体験してもらったりとか、支援の必要性にかかわらず、子どもの発達、みんなの発達を考えてもらう非常によい機会になったと思っています。こども課長はこの事業をどのように評価されてありますか。

○議長（末次 明君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

4歳児の特性検査につきましては、法定の3歳児健診の後に、法定検査がこれまではなかったということもありまして、3歳児健診の後、次は就学前の健診しかないということで、4歳児の特性検査を基山町はいち早く取り組んだというような経緯だったかなというふうに思っております。

10年が経過しようとしておりますけれども、この間、最初はやはりすごく警戒をされて、受診をされなかった保護者も多くいらっしゃいましたけれども、近年では大多数の方が御理解いただいて、受診をしていただくような形になっております。

また、保育園や幼稚園も、この保護者の同意があった場合ですけれども、その子の特性について、すごくアドバイスシートを通して知ることができて、保護者と保育者とが一緒になって子どもたちの成長を支援することができるというふうに考えておりますので、これま

でやってきて、それなりに一定の成果が出ているのではないかというふうに考えているところではあります。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

ありがとうございます。ここからちょっとようやく5歳児健診につなげていくんですけども、特性検査のデメリットというところでは、検査結果だけでは子どもの発達全体を判断することは難しいと記載しています。検査では子どもの発達を数値化することは可能ですが、その子の生活環境、生活習慣、親子関係など、その子の発達にどのような要因が影響しているのかがちょっと見えてこない部分があります。そこを明らかにしないと支援の方向性が決まらないと思います。生まれつき特性を持って生まれてくるお子さんもいますし、生活習慣が明らかに大きく影響しているというようなお子さんもいらっしゃいます。発達検査をすると、両者ともに発達障がい診断がつくかもしれません。妊娠届から始まって、乳幼児健診や相談業務の中で、保健師は、その家庭の生活環境や家族構成、親子関係、経済面や価値観、いろんな情報をアセスメントして、個別的な支援につなげています。3歳児健診までの情報の蓄積もありますので、そのまま5歳児健診につなげたほうがスムーズではないかというのが私の考えです。できれば5歳児健診の中に、欲を言うなら、こども課や教育学習課、福祉課もですね、その辺り入っていただいて、その場で共有していただければ、より効率的だと思っています。医師の確保という点でも課題はあるかと思いますが、5歳児健診については先行的に行われている自治体でマニュアル等も作成されていますし、これを参考に進めていけるかと思っています。

資料の下のほうに健診と発達検査の目的について説明をさせていただきました。

例えば、大腸がん検診、この検診は病気を見つけるための検診で健康診査とは違うんですけども、まずはアンケートとか、問診票とか、潜血検査という簡易で比較的安価な検査で病気の可能性がある人をふるい分けします。その後、何か異常がありそうな方は大腸カメラ等で専門的な精密検査を行って診断するという流れです。

5歳児健診と発達検査をこれに当てはめると、5歳児健診で支援が必要な子どもをスクリーニングして、その中でも医療や療育が必要な子どもが医療機関で発達検査や医師の診察を受ける。直接医療につながらないようなケースもありますので、その部分に臨床心理士さ

んによる特性検査であったり相談を充実させていく、個別的な支援のアドバイスも行っていただくという流れが自然なのかなというふうに思っています。心理士はすごく丁寧にしてくださいっていますので、より専門的な支援を強化していただくというのも一つの方法かなと思っています。

それでは、5歳児健診を行っていない基山町においては、4歳児特性検査やフォローアップ事業は先進的で斬新な取組であると思います。

最後に、町長に2つお聞きします。

1つは小一プロブレムの解消を目的に10年間取り組んできたと思いますけれども、町長はこの事業をどのように評価してあるかということと、今が基山町として支援の枠組みを再構築するいいタイミングだと思っていますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（末次 明君）

松田町長。2分をお願いします。

○町長（松田一也君）

5歳児健診と4歳児特性健診が時期的には一緒なんですよね。だから、それをどう組み合わせるかという話だと思います。そして、5歳児特性健診も今ちょっとやり始めているので、それはフォローアップした後、どれだけ変わったかという話なので、問題は、健康増進課がやる5歳児健診と、こども課がやっている4歳児特性健診をどういうふうにつなげるかというのを、この前、両課を呼んでミーティングしたところなんですけどね。その辺をもうちょっと、やっぱりやり方も、それから長さも違ってきているので、その辺を上手にやっていくのが成功の秘訣かなというふうに思っているところでございます。もちろん、どういう形でやるかということも大事だと思いますけれどもですね。

4歳児健診自体はすごく評価できるものだと思いますので、今回、5歳児健診が新たにできてきますので、それをうまく加味していきながら、どういう形でもっといい成果が出せるかを考えていきたいというふうに思います。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

ありがとうございます。今後、基山町の規模、課題に合った5歳児健診を加えた支援体制が構築されることを期待しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（末次 明君）

以上で工藤絵美子議員の一般質問を終わります。

ここで14時30分まで休憩いたします。

～午後 2 時20分 休憩～

～午後 2 時30分 再開～

○議長（末次 明君）

休憩中の会議を再開します。

次に、重松一徳議員の一般質問を行います。重松議員。

○10番（重松一徳君）（登壇）

皆さんお疲れさまです。10番議員の重松です。休日議会、平成23年12月議会から行っております。今回も15年目にこの休日議会は入りますけれども、よろしく願いいたします。

質問事項1として、文化財保存・活用について質問いたします。

基山町は古来から交通要衝地として様々な特徴ある歴史を経てきました。平成31年、2019年ですけれども、基山町歴史的風致維持向上計画を策定して、計画期間は令和10年までの10年計画となっております。歴史的風致維持向上計画は、私が説明しなくても分かってある方もいらっしゃると思いますけれども、単なる歴史的文化財や建造物、景観を保存するだけでなく、地域の魅力を高める活用を重視して、持続可能な保全、歴史的資源を生かした観光や地域振興を目的とした向上計画でもあります。今後、後世に何を残すのか、そして、改めて文化財保存活用について質問してまいります。

質問(1)として、基山町歴史的風致維持向上計画の進捗状況について説明をください。

(2)として、町内には寺や神社が多くあります。基山町と観光協会が発行しています「基山町の寺と神社」という冊子があるんですけれども、その中には寺が15寺、そして、神社が28社、基山町内にあると記されています。町行政として後世に残す歴史的価値をどのように評価されていますか。

(3)として、いろんな神社があるわけですがけれども、各神社内には天井絵、天井に絵が描いてあったり、あと奉納絵、大きな額に歴史的な武士の絵とか、いろんな絵を描いたのを奉納された絵があります。これを後世に残すためにデジタル機能を活用して保存活用ができませんでしょうか。ほとんどがもう消えかかっています。消えてしまったら分からなくなると、だから、消える前にどうにかしてデジタル機能を使ってでも、保存活用ができないかという

ふうに思っております。

(4)として、午前中、松石信男議員も質問されましたけれども、ガイダンスセンターの整備事業は今後どのように進んでいく予定なのか、説明をお願いいたします。

質問事項2として、危険な空き家について質問いたします。

令和3年第4回、12月議会ですけれども、特定空き家について質問しました。特定空き家という言葉は大変町民にはなじみが薄いと思います。倒壊が心配な空き家、近所に迷惑をかける可能性がある空き家ということで私はこれを危険な空き家というふうに表現してまいります。

危険な空き家、この場合、中心市街地の、例えば、基山町の町営住宅アモーレ・グランデにすぐ隣接するところに危険な空き家があります。令和3年12月議会でもこの危険な空き家について行政代執行を執行して除去したほうがいいんだというふうな質問をいたしました。それからもう4年たちます。今後どのように危険な空き家を除去する考えがあるのかというので、質問してまいります。(1)として危険な空き家はどのような状況になっているのか、御説明ください。

(2)として、台風等で損害を近所の家屋ないし通行人等に与えた場合、これは誰が補償するのかと、誰が責任を持つのかというのが大変難しい問題になってまいります。これについて説明をください。

(3)として、早急に私は——持ち主が除去するのが一番いいんでしょうけれども、持ち主が除去できない、解体できない、それまでに時間がかかるということでしたら、私は早急に行政代執行、町が権限において解体すべきではないのかというふうに思っております。よろしく回答をお願いいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

重松一徳議員の一般質問に答弁させていただきます。

1の文化財保存・活用についてを柴田教育長のほうから、私のほうから2の危険な空き家についてということで答弁させていただきます。

(1)危険な空き家はどのような状態かを示せということで、危険な空き家という呼び方をすることなんですけど、町のほうでは特定空き家等ということで呼んでおりますので、

それについて回答させていただきたいと思います。

町では国交省が定めるガイドラインに該当する空き家を特定空家等と判断しているところでございます。

具体的には(1)として、建物の破損、屋根、外壁等の脱落、擁壁等が老朽化している、そういった著しく保安上危険となるおそれがある状態、(2)としては、汚物が流出したり異臭であったり、ごみの放置であったり、違法投棄による害獣などが繁茂しているような、そういう状態をいっているところでございます。そして、著しく衛生上有害という状態を2つ目としています。3つ目は、適切な管理が行われていないことによって、周囲からの景観と適合せずに著しく景観を損ねているような状態。それから4番目として、立木が近隣に散乱したり、それから、空き家に住みついた動物の鳴き声やふん尿などの悪臭、不審者の侵入、そういった、その他周辺の生活環境保全を図るために放置することが不適切である状態、そんな空き家を特定空家等というふうに判断しているところでございます。

本町では、今までに3件を特定空家として判断し、助言や指導勧告を行ってまいりました。その3件のうち2件は、そういった指導勧告に基づいて所有者等により除却されて、残り1件、先ほど重松議員がおっしゃっていた残り1件が今除却に向けて所有者が、いわゆる相続の手続を行っているところでございます。

(2)台風等で損害を与えた場合、誰の責任になるのかということでございますが、空き家を管理する責任は所有者にあります。そのため、空き家の管理不全が原因で第三者に損害を与えた場合は、民法第717条により損害賠償責任を負う可能性が出てまいります。特に、町等から勧告であったり、指導であったり、そういうのをきちんとしている場合は、なおその可能性が高くなっていくというふうに考えております。

(3)早急に行政代執行で解体すべきではないかということで、先ほど3件のうち2件が終わって1件残っているという、重松議員から例示されたアモーレ・グランデの近くという、その空き家になると思いますが、現在基山町では1件の空き家を特定空家等として判断しているところでございます。この1件については、指導や助言、勧告を行っております。町の勧告に対して所有者の方は、屋根の修繕を行ったり、そして、対応していただいているところなんですけど、除却命令まで出していないところでございます。これはなぜかということ、ちゃんと一応言うことは聞いてくれて最終的に何で全部できないかということ、相続人の1人が海外の方で日本語もほとんど通じないということで、なかなかやり取りがつかないという

ことだったんですが、現在それが一応連絡は取れたというふうなことでございますので、今後解体に向けての相続の整理がされ得る状況になってきたというふうに一応判断していますので、行政代執行というやり方ではなく、所有者による早期解体を、今もお願いしておりますけれども、さらにお願ひしていきたいというふうに思っているところでございます。日本語が通じないということらしいので、だから、そういうことで、いわゆる相続の法律であったり考え方などが全然違うので、今そこ辺りを上手に接点を取ってやっているということでございますので、もうしばらく時間いただければと思います。

以上で私からの1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

それでは、私から重松一徳議員の大きな1番のほうの質問にお答えいたします。

文化財保存・活用についての(1)基山町歴史的風致維持向上計画の進捗状況を示せということについてですが、平成31年1月に国土交通省、文部科学省、農林水産省の3省より認定を受けました基山町歴史的風致維持向上計画の中に記しました事業は25事業でございます。その中で、令和7年3月現在で継続中のものを含め着手した事業が19事業、未着手は6事業で、着手率は76%で進捗しております。事業期間は10年間となっており、今年度を含め今後4年間で事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

国からの交付金の交付状況で事業が滞ることがないように、国や県と連携を取り、必要に応じて協議会で計画変更等も行いながら、事業を進めたいというふうに考えております。

次に、(2)町内には寺と神社が多く、寺は15寺、神社は28社あると言われている。町行政として後世に残す歴史的価値をどのように評価しているのかということについてです。

神社、寺院に限らず基山町内には基山町の歴史を語る上で重要な建造物や、昭和前期以前から受け継がれてきている民俗芸能や民俗行事に関係する建造物があります。このような町の歴史を語る上で重要な建造物について基山町文化財保護条例第4条に基づき、基山町文化財保護審議会に諮り基山町重要文化財として指定し保護していく手法があります。

昭和前期以前からの来歴が分かる民俗芸能や民俗行事などと結びついた建造物については、基山町歴史的風致維持向上計画に保存修理対象の建造物として掲載し、所有者の保存修復したいという意向を受け、歴史的風致形成建造物として指定し、保存修理を行っております。

歴史的風致形成建造物として指定していない寺や神社については、必要に応じて協議会の中で追加認定を行う場合もあるというふうに考えております。

次に、(3)神社社殿内の天井絵や奉納絵を後世に残していくためにデジタル機能を使った保存・活用ができないかということについてですけれども、現物・現地保存が基本ですので、まずは神社や寺院建設を発起・発願された方々や、氏子、檀家、門徒の皆様で未来へつなぐことができる姿を模索していただくことが大切かと思えます。例えば、古屋敷にあった山神社が氏子の皆様で支えられる大きさに新たに改修されたように、地元の皆様が中心となって継承できる方法で後世に伝えていっていただけたらと考えております。その上で、天井絵や奉納絵などで、どうしても未来へつなぐことができない場合などは、教育委員会として町内の歴史系団体と連携しつつ、可能な範囲で調査し、記録保存を行っていくことも今後検討してまいりたいと考えております。

なお、デジタル機能につきましては、技術が日々進んでおりますので、安価にかつ簡単に取得できるような技術を見極めつつ取り入れていければというふうに考えております。

最後に、(4)ガイダンスセンター整備事業はどのように進むか予定を示せという御質問についてです。

令和6年度にガイダンスセンター建設地について基本調査を行い、建設地として望ましい箇所を選定するため調査を実施いたしました。令和7年度は、基本調査の結果を基に町内の関係団体から意見聴取などを行い、ガイダンスセンター基本構想案を作成してまいります。そして、定例教育委員会での協議や議員の皆様への説明、パブリックコメントなどを実施した上で、基山町歴史的まちづくり推進協議会に諮って建設地や施設規模の決定をしたいというふうに考えております。令和8年度は実施設計を行って、施設内の仕様や運営方針などを決定していく予定です。令和9年度から建設地の造成や建設を行い、令和10年度中に完成、開館を目指したいというふうに考えております。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

それでは、2回目の質問をしますけれども、要点を絞って質問しますので、よろしく願いいたします。

先ほど歴史的風致維持向上計画について執行状況をたどしました。25事業のうち19事業ですか、着手していると。あと6事業は着手していないんだと。簡単でいいですので、着手していない6事業について説明ください。

○議長（末次 明君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上信治君）

まだ着手ができていない事業についてでございます。まず1つは、とうれぎ土塁、それから、関屋土塁の保存修理の事業がまだ着手できておりません。それから、長崎街道の環境整備事業が、こちらのほうもまだできておりません。あとは景観形成の推進事業、こちらもできておりません。それから、伝統芸能の担い手育成支援事業、こちらもこれからでございます。それから、歴史文化基本構想、文化財保存の活用地域計画のほうも見据えておりますが、こちらのほうもまだ着手ができておりません。それから、ガイダンスセンター、「きやまんもん」を活かした地域活性化事業、「きやまんもん」とは基山に生きる人々・物・文化などを指す言葉でございますけれども、こちらの地域活性化事業もこれからでございます。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

立派な冊子の基山町歴史的風致維持向上計画、この中に今言われた25事業、この計画はあるんです。そのうち説明を受けた6事業があると、まだ未着手なんだと。私もこれをずっとこの頃見るんですけれども、必ずしも全部25事業をする必要があるのかというふうに思ったりするんです。午前中の中でも道路の関係では、交付金とかいろいろやっぱり補助が少なくなってくるんだと。これも一つのまちづくり交付金、歴史的まちづくり交付金を基にされるんだろうと思いますから、少し精査したほうがいいのではないのかなというふうに思っています。1つは、これは10年計画ですね、この10年計画、あと4年あるわけですけれども、これは第1弾として、第2弾を考えるとというふうなことも検討されていますか。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

この歴史的風致維持向上計画の10年計画については、その都度見直しを行って、今冊子を

示していただきましたが、この分についてもかなり変わってきておまして、ホームページに修正版については載せておるところです。そして、ここに載っている分についても歴史的建造物の候補ということで、指定についてはこの後出てきますけれども、全てしているわけではございませんし、まだたくさんあるというところで、今後10年終わったときにさらにまたその先をというところについては、ぜひまた検討したいなというふうに考えております。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

この計画25事業、この25事業は全て重点区域に入っているところでされているんです。じゃ、重点区域とはどういうところかという、長崎街道沿い、それに基肄城関係、荒穂神社関係、それと、大興善寺関係、そこを大体中心として関係するところを重点区域としているんです。ですから、長野7区なんか、5区とか、3号線から東側は全然この計画には入っていないんです。私の住んでいる7区、5区内にしてもそうです、1区も入っていませんから、1区にしてもそうですけれどもね。そこには貴重な文化財がいっぱいあるんです、神社も含めてですけれども。そういうのはこれには全然記載されていないし事業計画にもないと。この辺はやっぱり私はこの重点区域の設定の仕方もやっぱり見直すべきではないのかなと思います。これについては今から先されていくことだろうと思いますので、回答を求めませんが、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

私の質問で先ほどお寺が15寺、神社が28社あると言いましたけれども、全部これに載っているんです。「基山町の寺と神社」という冊子、これは2019年、基山町と観光協会が製本されたんですけれどもね。当初、私はあんまり中身も白黒でよくないなと思っていたんですけれども、今こうして見れば、結構やっぱりきちっと書かれているなと思うんです。私は思うんですけれども、これを作るときどういう発想でこれを作ったのかなと。当時、これの作成に携わった課長いらっしゃいますか。山本こども課長、ちょっとどういう経過でこれを製本されたのか、よかったら説明をお願いいたします。

○議長（末次 明君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

私まだ管理職ではありませんで、地方創生の担当をしていたときかなというふうに考えて

おります。基山町で歴史文化を観光やそういう集客にも生かすというような発想で地方創生の計画を書きましたときに、そういう当時文化財で使われていました神社仏閣のパンフレットがもうすぐなくなりそうだというお話がありましたので、それで、その製本を、寺と神社と一緒に作った冊子をとということで作ったような経緯であったというふうに覚えております。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

当時観光協会、商工会でしたので、商工会の事務局の方が最後のぎりぎり3月ぐらいにはたばたとPICFA（ピクファ）と協力して作られたという記憶があります。冊子にする前にまちなか公民館に、何というか、虫ピンみたいな形で基山町のお寺のあれを何か展示されていた記憶が、もう本当にぎりぎりにできて、今はもうこれ自体配っていないんじゃないかと思えます。今在庫がなくて、何かちょっと、あんまり——何か間違いがあったとか、たしかその当時そういうふうに聞いて、結局、今は配っていないので、役場にもあんまり残っていないので、貴重な1冊を議員はお持ちだなと思って、今そういうふうに感想を持ちました。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

なぜこれを聞いたのかといえば、お寺と神社があるわけですけども、これを作るときどのような、何を基山町は最初に持ってきたのかというのを私、見ていたらですね。最初はやっぱり大興善寺なんです。次は荒穂神社。そして、次のページからはまずお寺をずっと持ってきたんです。これは別にいいですよ。問題は何かというと、お寺があって、そして、今度、神社が入るけれども、その神社で、荒穂神社の次に出てくる神社が、それこそ松田町長のいる上野の天満神社が出てくるんです。それだけ天満神社というのは歴史もあって、天井絵はないと思いますけれども、奉納絵なんかは結構あったりして、結構歴史的にも有名な神社なんですけれども、その神社が、先ほど言った歴史的風致維持向上計画には入らないんだというところがあるんです。ですから、私はそういうところも含めてやっぱりきちっと文化財として残すべきところは残していくべきなんだというふうに思います。

それで、こういうふうな神社の調査、例えば、天井絵とか奉納絵だけじゃなくて、額には透かしといいましょうか、彫刻なんかがあって、多分、若宮八幡宮のあそこには竜の彫刻が

されているんだろうというふうに思いますけれども、そういうところについても結構ありますけれども、調査はされていますか。

○議長（末次 明君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上信治君）

すみません、ありがとうございます。今、議員から御説明いただきましたけれども、神社、寺院については小さいものを含めると、教育委員会では32か所ほど全部するとあるところでございます。また、今それを全部調べておりますけれども、まだ建物についてはいつ建ったか分からないものもたくさんございます。その中で、やはり江戸時代から建っているものといいますと、今、議員おっしゃっていただきました天満神社も入っております。古い神社でございます。まだ分からないところもたくさんあります。

それから、今回、若宮八幡については調査をまた改めて入札をしますけれども、その中で、中身については修復についての内容の件、調査ではございますが、そのときに分かる分については調べていきたいなと思いますけれども、そういう中の絵とかの詳細については多分まだできていないというふうに思います。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

今回入札がちょっと中止になりましたけれども、若宮八幡宮はこの重点区域に入っていますからね、対象になっているんです。先ほど言ったように、上野の場合は天満神社、八幡宮とか天満神社、長野7区には野口の宗天宮、北奈良田の八幡宮、結構いろいろ神社があるんです。そこにも結構歴史的なものが、そういうふうな文化財はあるんですけれども、そういうところもやっぱりきちっとしなければならないのではないのかなというふうに思っています。

それで、消えかかっているこういう天井絵や奉納絵、それこそ私も今回、一般質問する関係でずっと各神社を回ったんです。しかし、今、各神社、昔は結構開けっ広げが多かったんですけれども、今、さい銭泥棒とか、いろいろいたずらする人が多いもんだから、ほとんどが鍵がかかっているんです。中の境内の様子を見せてもらおうかなと思ったけれども、なかなか何か泥棒と間違われても駄目ですからね、なかなか難しいなど。その点、上野の八幡神

社はいいですよ、開けっ広げ。本当に昔の神社です。それだけ歴史もあってなっている神社ですけども、そういうところもきちっと私は調査をすべきではないのかなというふうに思います。

そして、先ほど回答でもありましたけれども、氏子や地域でそういう神社関係を守っていくというのは当然ですけどもね。それこそ歴史的な価値があるものについては、基山町がやっぱり責任を持って保存していくと。天井絵や奉納絵をまた描いてもらうというのはなかなか難しいんですけども、私も基山町の写真店といたしましょうか、その御主人と話をして、こういうふうに今、絵を保存するためにデジタル機能で保存できますかというのを聞いたら、薄くてもいいから分かれば、今のデジタル技術では復元できるんだと。それだけ今の——白黒をカラーにしたりとかするのは当然できますけれども、少しでも残っておけばできると。しかし、完全に消えてしまえばできないということですので、ぜひこれについては保存するような形で、当然予算もかかりますけれども、予算を組んででもしていただきたいと思います。もう一回答弁をお願いいたします。

○議長（末次 明君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上信治君）

今おっしゃっていただきました天井絵や奉納絵、大変貴重なものもあると思います。また、地元の方が大事に守られてきているものですので、やはりなくしていくよりはやっぱり残したいという気持ちは持っております。絵だけで保存していくというと、なかなか7区の天満神社以外は見させていただきましたが、立派な絵もありましたけれども、見ますと、やっぱり分かりにくいというか、何かどういう方がどういう意思で描いたものとかという歴史的なものとか、ストーリー的なものはなかなか難しかったので、やっぱりお寺とセットに、神社とセットでこの神社のほうはこういうふうな形でこういう流れでできていて、こういうところから材木を持ってきてできたとか、そういうストーリーと一緒に、時間はかかると思いますが、長い時間かけても少しずつやっていきたいなと思います。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

歴まちは前、町長部局にあったので、認定のときに重点地域をなるべく広げようとめっちゃ

くちや努力したんですよね。でも、ここは駄目あそこは駄目と、ずっと文化庁から切られた経緯あるので、もちろん2期のときにもなるだけ広げるように努力します。それは7区のお話もありますからね。だけど、結構、何というか、ハードルは高いということだけはぜひ御認識いただければなというふうに思います。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

答弁でもありましたように、文化財の保護条例、これを活用してもできますから、どうかしていただきたいなというふうに思っています。

今、町長、先ほど言いましたように、神社を今から先、後世に残していくために守っていくと。南奈良田にも日吉神社があります。日吉神社は40年ぐらい前に農地の区画の関係で建て替えたから今新しいんですけれどもね。野口の宗天宮にしても、北奈良田の八幡宮にしても、結構やっぱり古くなってきたりしているんです。上野の神社にしてもそうですけれども、これをやっぱり守っていくためには氏子だけではどうしてもやっぱり無理です。これについて、例えば、今の基山町のこの条例の中で、補助事業でできますか、できなかつたら新たな条例もまたつくる必要があるなと思いますけれども、町長、どうでしょうか。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

もともと何といふかな、神社仏閣に対しての補助に対しては、重松議員ももとは非常に厳しい見方をされておられて、大興善寺なんかの補助なんかのときもかなり厳しい意見をいただいた記憶があるんですけども、今の基山町の独自のやつでは支援するような、そういうメニューはなくて、だからこそ歴まち計画を立てて歴まちの対象地域のやつだったら歴まちの国のお墨つきの中でやろうということだと思い立ったのが歴まち事業だったんですけど、残念ながらさっき言ったように、もっと広いほとんど基山町全体入れるぐらいの計画を最初は考えたんですけど、なかなかそういうわけいかずに今の形になっております。歴まちでは無理なので、あとは何といふか、町単でそういうのを考えるかどうかというのは、ちょっとそういう意味ではもう一回ゼロから考え直さなきゃいけないし、ほかのところでも、ほかの自治体でも、そういうことをやっている自治体は私が知っている範囲ではちょっとないので、

だからこそ歴まちの意味合いが大きいかなというふうに思っているところがございます。そこから辺りを十分に検討していきたいなというふうに思います。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

私が言ったのは政教分離の関係で、そこをきちっとやっぱり町民の方に理解するようにしておかないと、ここの一部だけの寺とか一部だけの神社だけに補助事業をするというのはどうなのかという形で私は言ったつもりでありますので、きちっとここが整理できれば私はやっぱり今から先に残していくためには、町がやっぱりある程度財政支援もしなければ難しいなというふうには思っています。

そういうふうな中で、7区には先ほど神社がいっぱいあると言いましたけれども、これは平成25年になりますか、基山町の歴史と文化を語り継ぐ会がそれぞれの神社に写真つきの、大きくはないんですけども、これぐらいのガイドできるような、何と申しますか、説明板を設置してあるんです。あれが結構どこどこに行ってもその小さい設置板を読めば、その名称から誰が祭ってあるかが含めて結構分かるんです。例えば、伊勢山神宮とかに行けば石板と申しますか、大きな神社にびっしり昔の字で読めなくて、途中で読むのを諦めたりするんですけども、ああいうふうな説明板を基山町の神社に設置すれば、例えば、隼鷹天神社なんかも歴史的に有名で、この頃は、例えば、グーグルマップとか、ああいうのでも見ながら来たりとかする人もいるというふうなことです。そういう説明板を設置したらどうか。それぞれ基肆城辺りでは今ずっとそういう設置板をされていますけれどもね。神社にもしたらどうかと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

今確かに、今、議員がおっしゃったような説明板を多分、園木さんあたりがしてくださっているんだと思うんですけども、非常に分かりやすく立てていただいていることに感謝申し上げますとともに、将来的に立派な看板になればいいなと私も感想を持ちました。

ただ一方で、今、教育委員会でやっている事業で、基肆城関係の道標とか説明板とか、歴まちでやっている分もたくさんありますので、神社仏閣の部分のそれを作るとなると、また

ちょっとボリュームが出てきますから、ちょっと優先順位等も考えながら、将来的にはそういうのがあればいいなと思っておりますので、今歴史と文化を語り継ぐ会の皆さんに作っていただいた分で、あれを参考に将来的には考えていきたいなと思っております。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

それこそまちづくり基金を活用されて、基山の歴史と文化を語り継ぐ会の方が7区だけだろうと思えますけれども、神社にこういう説明板を設置されているという形ですので、私はあれぐらいでいいのかなと、あんまり書き過ぎるとあれですけれども、思ったりしていますので、よろしく願いいたします。

それこそ文化を残すということは大変重要ですので、文化財を残すということは。ガイダンスセンターについて質問しますけれども、ガイダンスセンターと言いますけれども、町民の方に分かりやすく、このガイダンスセンターとは一体何ですか、説明をお願いいたします。

○議長（末次 明君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上信治君）

ガイダンスセンター、情報交流館といいますか、情報発信して、今回のガイダンスセンターの目的でございますけれども、そういう団体が集まって、そういう拠点としたり、情報発信したり、そういうふうな目的でございますので、情報、それから、交流を図る、そういう建物ということで、もともと、建てるときにはもっと分かりやすい言葉がいいのかもしれませんが、ガイダンスセンターというのはそういうふうに捉えております。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

歴史的風致維持向上計画、この中には、今言われた部分のガイダンスセンター含めてどのように記載されていますか、文化財、そして、歴史を守るために。ちょっと私のほうから読み上げます。このように書かれているんです。これは188ページ。

町内に保管されている埋蔵文化財や民俗資料等は、基山町役場本庁地下室や車庫棟と基山町立若基小学校敷地内プレハブ倉庫などに分散して保管している。また、日常的な埋蔵文化

財を主体とした資料の分類・整理は役場車庫棟と2階を利用している。貴重な資料が分散して収蔵されているとともに、保管環境も十分とは言えず、展示や調査・研究を行うスペースとも別々であるため、文化財を保存・活用を行うに当たって、不便な点が多く、施設として一体性に欠けているところが課題である。今後は、関係資料を適切に保管するための施設を持ち、情報発信の拠点になり得る施設の整備を検討し、その実現を努めていくというふうに書いてあるんです。今私が読み上げたことはガイダンスセンターに盛り込まれていますか。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

確かに188ページには歴史民俗資料館のような記述があります。一方で、214ページのきやまんもん文化遺産情報館のところには整備の事業として、先ほど課長が申しあげましたように、情報発信並びにまちづくり団体の方の多世代交流等の記述に書かれていますように、今回考えているガイダンスセンターについては、あくまで民俗芸能的なもの、あるいは歴史的な、小都市にあるような埋蔵文化財センターみたいな建物ではなくて、この前お示したような形のガイダンスセンターの建設を考えております。将来的には、ここに書かれているような今分散しているもの並びに関係資料を適切に保存すべき施設というのは必要だというふうには考えておりますので、この分についてはまた別個に考えているということで御理解いただければというふうに思っております。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

私は、中途半端な建物、建造物は、もう駄目なんだと。やっぱりきちっと目的に沿って、そして、1か所に集約できるように施設を造らなければならないと私は思っているんです。ですから、中央公園内にガイダンスセンターを造って、また今、柴田教育長が言われたように、別なところにそういう文化財を保存、または研究調査するところを造ると。このように2つに分散しちゃうような造り方は、私は駄目なんだと思っているんです。一つに集約したほうが良いというふうに思っています。

それと、中央公園は都市公園法に基づいて図書館を造るときにも相当平成24年、25年、26年当時議論したんです。最終的に中央公園は敷地面積が1万1,000平米あります。その中で、

10%の共用施設といいたまいますか、図書施設を造ることができるという形で、今の図書館は基本的に1,100平米です。ですから、もう10%過ぎているんです。新たに建物を造るとなると、今の条例では当然駄目でしょうし、条例の解釈によっては20%までできるといろいろあるんですけどもね。私はそういうふうな建物の建て方は基本的に効率性含めて駄目なんだというふうに思っております。これについてはまた別な機会でも、今から先、建設に向けて進むわけですので、私の考えはそのときにまた述べさせてもらいたいなというふうに思っています。

それでは、危険な空き家について質問をいたします。

令和3年12月議会で私は質問しました。そのときに山田課長は勧告をするつもりでいたけれども、中止したというふうな形。そして、町長もこういうふうな言われ方をされたんです。今回みたいなケースは非常に難しいと、さっき7月と申しましたけれどもというふうな、7月に勧告をするという形であるけれども、その辺のところはちょっと忘れていただいて、もちろんきちっとやっていきますというふうに言われました。令和3年12月のときにきちっとやっていきますと、きちっとやっていくというのは除却に向けてきちっとやっていきますという形なんです。しかし、私は危険な空き家と言いますが、今でも残っています。ここは歴史的風致維持向上計画の中にも貴重な文化財という形では、実は載っているんです。2階にトイレがあるという形で大正時代の建物、前期の建物という形で、その2階のトイレが道路から丸見えになるくらい周りは朽ち果てていたんです。この頃見に行ったら、その2階のトイレももう下に落ちていました。大正時代の結構骨組みはしっかりした建物ですので、台風等ですぐ倒れることはないだろうと思うんです。しかし、瓦がずれていたり、軒下の塀がぐらぐらしている、先ほど言ったように、便所のほう、北側のほうの便所は取れていると。大風が吹いたり台風が来たりすれば、今にも瓦とかが飛んでいく、飛散する可能性が十分あると。その隣には新築の家、立派な家が建っています。台風が来るとなれば、その方は多分大変不安だろうと思いますね。この辺の問題で町長はきちっとやっていくというふうに言われましたけれども、この4年間きちっとやってこられましたか。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

持ち主の方がやっぱり改修もやっていただいたし、それから、先ほど言いましたように、

外国の方に対しての、何というか、そこに連絡取るような、そういう活動を関係の専門職等にも連絡して、今まさにやっているところでございますので、進んでいるというふうに思っております。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

私は令和3年12月議会で質問した関係もあって、ずっとその後も見ていました。写真もずっと撮ったりしていました。新築の家の建っているほうの面に向かっては、ブルーシートで少し補強された、瓦はずれないように少ししっくいなんか塗ってから止められたとか、された後はあるんです。しかし、基本的なところは全然されていないんです。だから、言うように、2階トイレのところの外から丸見えが、この頃落ちてしまっているとか、そういうところまでもう見える状況なんです。そこは昔は、それこそ基山町の昔のメイン道路でもあったんです。歴史的に言えば、年末の市するときには大にぎわいするような通りでしたからね。あれから少し先は、昔は基山町の銀座通りと言われたんです。それぐらい人通りが多かった通りでもあるんですけれどもね。そここのところの空き家がいかにも瓦が落ちて、道に落ちたかもしれないという状況です。私が心配するのは、もし瓦が落ちる、何か飛んで損害を与えるといったときに、先ほど言われたように、これは所有者に当然損害賠償請求したときに補償をするのは出ると思うんですけれどもね。基山町には全然責任はないというふうになりますか。

なぜその質問をするかといえ、令和3年12月議会のときに山田課長は、やっぱりこれは行政代執行も視野に入れてというふうな発言されたんです。それを町長が、いや、行政代執行は難しいんだと、そして、そのときには県内にもそういう行政代執行で空き家を解体したというふうな実例がないんだと。だからできないんだと、だから、少し待ってくださいきちんとやりますからという答弁だったんです。そこまで議会の中で議論している、そういう中でしなかったと。例えば、除却勧告もきちっとしてからいつまでに除却しなさいよという命令も出していないということ自体が私は大変問題になってくるのではないのかと思いますけれども、山田課長、この辺どう思われますか。

○議長（末次 明君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

前回、重松議員から御質問いただいたとき、一般質問で質問があったときに私のほうで行政代執行もいずれは最終的な視野には入っているという形で説明をさせていただいております。先ほどの質問の中で、町が行政代執行しなかった場合、もし第三者に何か被害があったとき本当に町の責任はないのかということに関しましては、行政庁が著しく公益、役場が著しく公益に反する危険な状態を把握していたにもかかわらず、法や条例に基づく権限を行使しなかったとして、国家賠償法による賠償責任を問われる可能性もありますというふうに事例には書いてあります。町としましては、危ない状況のとき、所有者の方には、例えば、実際瓦の一部が飛散していたような状況ありましたので、そのときには屋根の修理をお願いしておりますし、アモーレ・グランデのほうに立ち木が伸びて、そのアモーレの中の駐車場が止めにくいというような情報ありましたから、そのときには立ち木の剪定もしていただいているような状況ですので、町のほうの指示、助言、指導については随時、根本的にはまだできていないかと思いますが、対応はしていただいていると思います。

それと、前回の質問いただいた以降に県内でも幾つか行政代執行の事例が出ておりますが、いずれも所有者と連絡が取れないとか、所有者が不明であった、あとは所有者と連絡は取れていたけれども、全く金銭的にできませんと対応を拒否されたというような場合に、最終的に行政代執行されているような事例ばかりでございます。町としましては、町長の1答目にもありましたとおり、所有者の方も町からの指導については個別に随時対応していただいておりますし、今も相続の整理に向けて弁護士の方を入れて手続をしていただいておりますので、所有者の方による除却をお願いしているところです。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

今の答弁でも、基山町が空き家、特定空家、危険なんだというふうに認識しているか認識していないかですよね。危ないんだと認識してあると思うんです。だから、どうにかして除却をしてくださいよとお願いしている。しかし、全然事が令和3年12月から進んでいない、相続の問題というふうに1回目の答弁ではありました。相続の問題でなかなかこの4年間整理ができていないと。じゃ、基山町はいつまでに、例えば、二、三か月と言っても難しいかもしれませんが、10月までにはもう除却してください、年内には除却してください

というふうな勧告、これはされていますか、しますか、どうされますか。

○議長（末次 明君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

現在、所有者の方と、あと間に入ってある法律事務所のほうに状況を確認しましたところ、やっと外国の所有者の方とある程度意思疎通、連絡が取れまして、令和7年、今年3月に相続に関する書類一式全部を海外にいらっしゃる所有者の方にお送りをしているそうです。5月末までで全然まだ返信もないので、6月に入った時点で催促の手紙を出す予定ということで話を聞いております。そちらの書類が全部届きますと、年内には全部相続の手続が終わる見込みであるというふうな話を聞いておりますので、もうしばらくその返信の様子をちょっと見たいと考えております。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

前回、4年前も様子を見なければならぬんだというふうな形で進んでいないと。ですから、私ははっきり年内、12月31日までには除却してくださいと。それを過ぎれば基山町のほうで代執行、予算出して代執行しますよというぐらい、やっぱりきちとした態度を取ったほうがいいんだというふうに思います。ぜひそうしてもらいたいと思いますけれども、町長、どうでしょうか。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

前回の答弁したときには全く外国の方と連絡さえ取れない状態だったので、今は連絡が取れて書類まで送っているというところで、前進しているということは分かっていたきたいというふうに思います。それから、代執行するためには相手が無視するような、そういうケースの場合なので、まずは日本の方はすごく誠心誠意やっただけでいるし、外国の方の権利に対しての法的な見方をどういうふうに考えるのかとかいうのも、今言われたところであれば、まず先に整理しなければいけないのではないかというふうに思います。

いずれにしても、6月になって法律事務所のほうがもう一度コンタクトを取るとい

ことなので、その結果を待ちたいと思いますので、それでもいい方向に動けばすぐ動きたいし、それから、今年もまだずっと動かないということになったら、海外にある権利者を全く無視した形で代執行みたいな話ができるかどうか、こういう事例は少ないんですよね。だから、その法的な整備もきちんと見てから考えなければいけないというふうに思います。

繰り返しになりますが、前のときには外国の方にさえ全く届かない状態だったのが、今まさにその書類を届けるような状態になっているということだけは前に進んでいるということ御理解いただきたいと思います。聞くところによると、日本語も全く分からない外国の方ということで、法制度、そういう相続の法制度も日本とは全く違うので、その辺りのところを今ちゃんと説明しているというふうに聞いておりますので、もうしばらくお時間をいただきたいというふうに思います。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

この行政代執行はあくまでも例外的な措置です。むやみにそれを執行したら駄目なんだというのは私も分かっています。分かっている中で質問しているのは、言うように、周りに危害を与える可能性が十分にあるんだと。これが田舎のといいましょうか、周りに民家もないというところでしたらそんなに慌てる必要はないんでしょうけれどもね。基山町の中心市街ど真ん中に危険な空き家が建っているんです。これを私はやっぱり重視しなければならない。そして、隣には本当に新築の家が建っているんだというところの環境をこれは十分見なければいけないというふうに思っております。手続の流れについては、もう私から言う必要ないんでしょうけれども、やっぱり予告しなければならないんだと。まず、勧告、いつまでに撤去してくださいと。それを過ぎれば、もう基山町が責任を持って行政代執行で除去しますよという予告、いつまでに除去してくださいというまず勧告から督促含めてしなければならないというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。本当に隣の方、そして、町民の方が安心できるように、やっぱり危険な空き家は除去すべきだろうというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

これをもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（末次 明君）

以上で重松一徳議員の一般質問を終わります。

ここで15時40分まで休憩します。

～午後 3 時28分 休憩～

～午後 3 時40分 再開～

○議長（末次 明君）

休憩中の会議を再開します。

次に、天本勉議員の一般質問を行います。天本議員。

○6番（天本 勉君）（登壇）

皆様こんにちは。長丁場でお疲れさまです。ただいまから一般質問をいたします6番議員の天本勉でございます。傍聴席の皆様、本日はお忙しい中、お疲れのところ傍聴に来ていただきまして、厚く御礼申し上げます。

それでは、早速、質問に入らせていただきます。

質問事項1、基山中学校体育館建て替えについてお尋ねします。

基山中学校体育館は、昭和45年の竣工であり、建設から既に55年が経過しています。令和4年3月に改定された基山町公共施設等総合管理計画においては、基山中学校体育館は公共施設の整備方針で更新等の整備を検討すべき施設としており、施設の総合評価、施設評価のいずれも財源と実施時期の具体的な検討が必要な施設と位置づけられております。

これを受けて、令和6年度に基山中学校体育館施設整備事業として、体育館の劣化状況など、現状を把握するために、体育館躯体の耐力度調査が実施されていますが、その結果と今後の体育館建て替えの基本的な方針についてお伺いいたします。

- (1) 体育館躯体の耐力度調査の結果をお示しくください。
- (2) 体育館建て替えの概算費用及び補助率等をお示しくください。
- (3) 現地建て替え等の基本的な方針をお示しくください。

次に、質問事項2、基山町の河川のしゅんせつについてお尋ねいたします。

基山町内には、秋光川、実松川、高原川、山下川、関屋川の5つの主な河川が流れています。河川は飲料水や農業用水など、水の供給はもとより、生態系の維持、治水、親水機能など、様々な重要な機能を有しており、自然環境や人々の生活に大きな影響をもたらしております。近年、豪雨が多く発生している状況の中、河川のしゅんせつは洪水防止、生態系の保全、河川的美観維持にもつながり、重要であります。

そこで、基山町内の河川の維持管理を含めた河川、水路のしゅんせつ状況についてお伺い

いたします。

(1) 町内の河川の維持管理状況をお示してください。

(2) しゅんせつ工事が既に実施された河川をお示してください。

(3) 町内水路の維持管理状況をお示してください。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

やっと今日最後の方になりました。天本勉議員の一般質問に答弁させていただきます。

1の基山中学校体育館の建て替えについては柴田教育長から、私が2の町内の河川のしゅんせつについて答弁させていただきます。

2、町内河川のしゅんせつについて。

(1) 町内の河川の維持管理状況を示せということでございますが、町内には山下川、秋光川、実松川、高原川、関屋川の5つの一級河川があります。5つの河川の維持管理は東部土木事務所が行っておりますので、地域からの河川のしゅんせつ要望や護岸の破損の報告があった場合には、町から東部土木事務所へ連絡し、現地立会い等を一緒に行き、強く要請しているところでございます。

(2) しゅんせつ工事が既に実施された河川を示せということで、近年では、令和3年度からいきますと、秋光川が50メートル、実松川が65メートル、高原川が467メートル。令和4年度には、秋光川が336メートル、それから実松川が151メートル。令和6年度が、秋光川が973メートル、実松川が581メートルしゅんせつしております。

なお、令和7年度、今年度は秋光川と山下川のしゅんせつの計画があるところでございます。まだ詳細は分かっておりません。

(3) 町内水路の維持管理状況を示せということでございますが、水路につきましては、法定外公共物の中で受益がある農業用の水路につきましては、受益者による維持管理を行っていただいているところでございます。農業用でない法定外公共物の水路につきましては、基山町が修繕等を行っているところでございます。

以上で1答目の答弁とさせていただきます。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

それでは私から、天本勉議員の1のほうの質問にお答えいたします。

1、基山中学校体育館の建て替えについて。

(1)体育館躯体の耐力度調査の結果を示せということについてです。

令和6年度に基山中学校体育館の耐力度調査を実施いたしました。耐力度は、構造耐力、健全度及び立地条件の3つで構成され、調査した結果を点数で評価するものでございます。公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目において実施し、1万点を満点で、5,000点以下になった建物が国の建て替え補助の対象というふうになります。調査の結果、4,807点となり、建て替えの補助対象の施設であることが分かりました。

次に、(2)体育館建て替えの概算費用及び補助率等を示せという御質問についてですが、体育館の建て替えに係る概算費用は、令和6年度に建設された同規模の体育館の建設費で8億円程度とのことでしたので、ここ数年の物価上昇や人件費、建設費高騰等の影響を考えますと、それ以上の建設費が想定されます。

なお、国からの補助率は3分の1となっております。

続いて、(3)現地建て替え等の基本方針を示せということについてです。

体育館建て替えについては、現地で行うと、取壊しと建設期間で最低でも2年間、長ければ3年程度かかることが予想され、その期間、体育館が使えなくなります。学校において、体育館は体育の授業、部活動だけでなく、入学式、卒業式、文化発表会をはじめ、各種行事などを含めて毎日使う施設であるため、安全性、工期、費用等も考えながら、現地以外の建て替えも含め、今後、検討していきたいというふうに考えております。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（末次 明君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

それではまず、(1)の体育館躯体の耐力度調査の結果についてお尋ねします。

基山中学校体育館については、昨年3月議会、町長マニフェストに体育館建て替えというのがありましたので、そこでもちょっとお尋ねしました。

先ほども言いましたように、基山中体育館、これが昭和45年建築で、55年たっております。

建物総床面積が1,378.4平米の鉄骨造、一部2階の通路がコンクリート造になっておりますけれども、令和4年3月に改定されました基山町公共施設等総合管理計画、これでも先ほど言いましたように、公共施設の整備方針で更新等の整備を検討すべき施設として施設総合評価もC、それと政策評価もC、財源と実施時期の具体的な検討という施設になっております。そういうことを受けまして、令和6年度に基山中学校体育館の耐力度調査が実施されております。

先ほど答弁では、耐力度について、構造耐力、健全度と立地条件、この3つの構成でされておって、その補助金の運用細目で、1万点満点で5,000点以下ということが建て替えの対象になると。これはちょっと確認しますが、こういう建て替え対象の基準を満たさないと、今後、その建て替えはできないという認識でよろしいんですか。これを満たさないとできないのか、そこをお願いします。

○議長（末次 明君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上信治君）

こちらは、この基準を満たした場合は建て替えの際の補助金の対象となります。これを満たさなかった場合は長寿命化のほうに進むということになりますので、そこで大きく分かれてまいります。

○議長（末次 明君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

先ほど、その3点の構成ですね。1万点満点の5,000点以下で、結果的に4,807点。具体的にこの数字、3つの構成の点数は分かかりますか。

○議長（末次 明君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上信治君）

すみません、これがそれぞれのポイントが出まして、あとはまた計算して出るようになっております。少し内容を詳しく説明しますと、構造耐力につきましては、架構耐力を2方向で評価をします。それから、健全度では、鉄筋のたわみや鉄骨の腐食の程度を評価します。立地条件では、地盤の種類や敷地条件等を評価して、それぞれの点数をポイント化しまして、

計算の上でこの評価点が計算されるようになっております。

○議長（末次 明君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

構造耐力はX軸とY軸の耐力でしたという認識でいいですね。分かりました。

それで、昨日おとついで、令和7年6月5日の西日本新聞第1面に載っておりました。これが学校改修——学校改修ですから、建築とはちょっと関係ないかもしれませんが、「学校の改修交付金、6割不採択」、国の予算が62億円で、2024年の177億円から3分の1になったと。2025年は九州7県で830件申請があつて、526件が不採択。不採択率が63%の安全対策先送りということ記載されております。

佐賀県では110件の申請のうち43件が不採択。39%の不採択率で、問題になっているのが、耐震補強とか、長寿命化とか、バリアフリーですね。学校施設環境改善交付金が大幅に減らされたので、要因になった。それと、学校統廃合に伴うハード事業の増加に加え、建設費とか資材の高騰もあつて学校施設整備予算が膨張したから、そのしわ寄せでやっぱり予算が下がつたということ載っておりました。

そういうことで、体育館建て替えに影響がないといいなと思つて、ちょっと(2)の体育館建て替えの概算費用及び補助率に入ります。

これは先ほど言いました基山町公共施設等総合管理計画で、公共施設の更新費用の将来コスト推計というのを単価の考え方がありますよね。その辺りはどうなつているのか、お尋ねします。

○議長（末次 明君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上信治君）

公共施設等総合管理計画の更新単価の考え方というのがございます。

更新、建て替えの場合のそれぞれ社会教育施設やスポーツ・レクリエーション施設、学校施設、それから公営住宅施設と、それぞれ更新の原単位と申しますか、基準の金額が示されております。こちらでは学校教育系ということでございますので、1平米当たり33万円で建て替えを一応計算するようになっております。これで算出したところ、既存の体育館の床面積が1,378平米でございますので、既存の建設でございますので、約4億5,000万円程度になると

いうふうに思います。近年の人件費、建設資材の高騰や、そういうものがございますので、先ほど教育長からもありましたけれども、建て替え建設費は大体8億円を超えることが想定されておりますので、実施する際の建て替えの単価としては2倍程度の開きがあるんじゃないかと考えております。

○議長（末次 明君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

先ほど課長が4億5,000万円が物価高騰で8億円ぐらいになるということで、先ほどの答弁の中で国からの補助率が3分の1ということでしたが、この補助メニューは何ですか。

○議長（末次 明君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上信治君）

3分の1とお示しをさせていただきました国庫補助金のメニューですけれども、こちらは学校施設環境改善交付金のメニューでございます。3分の1の補助となっております。

○議長（末次 明君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

私もちょっといろいろ調べてみました。これは公立学校施設整備費負担金ですけれども、これが負担金の趣旨は公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び……とかあって、校舎、屋内運動場等を新築、増築する場合には負担することができるということで、この負担割合が原則2分の1で、根拠法令等が義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条で2分の1ということになっておりましたけど、いろいろまたメニューを検討されてもらいたいと思うんです。ちょっとその辺りはどうでしょうか。

○議長（末次 明君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上信治君）

今おっしゃっていただいたところでございますけれども、原則3分の1となっております。また、算定割合の特例としまして、複合化、集約化をした場合は2分の1への補助率のかさ上げが行われるということを書いてあります。ここは今、文科省のほうとも打合せをしてお

りますけれども、現在、基山町の場合にはこちらの適用が難しいということでございますので、そのほか、防災関係やほかの一緒に使える補助金等を研究しまして、できるだけ単費の持ち出しが少ない形で実施できるように進めていきたいと考えております。

○議長（末次 明君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

いろいろ精査していただきたいと思います。

それで、文部科学省が避難所となる学校体育館の空調整備を加速、令和6年度補正予算で779億円追加補正をされております。基山中学校は避難所にもなっておりますし、当然、空調設備も必要だと思いますけど、その辺りはどう考えてあるのか、お尋ねします。

○議長（末次 明君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上信治君）

新しく体育館を建て替える場合も、当然、空調のほうの設置をしたいと考えております。今、議員おっしゃっていただきました文科省の空調の特例交付金のほうでございましてけれども、こちらは今調べましたところ、建て替えのほうがちょっと適用できないということになっておりましたので、こちらについては、また先ほどと繰り返しになりますけれども、ほかの補助、交付メニューを探して、手出しがないような形でできるだけできるように取り組みたいと思います。

○議長（末次 明君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

対象にならない、いろいろ精査して、よろしくお願ひしたいと思います。

基本設計とか実施設計、委託契約、大体いつ頃を考えてありますか、お願ひいたします。

○議長（末次 明君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上信治君）

まずは、やはり場所の特定ですね。場所を決めるところが一番時間がかかるというふうに思っております。場所がある程度固まれば、あとはそれに向かって基本構想ですね。いろん

な方の御意見を聞きながら基本構想ができれば、あとは基本設計、実施設計、それから本体工事というふうに移っていけると思いますし、そこは進み方で、時間のほうもどれだけかかるかというのは、まず場所を確定して、それによってはそういうのがスムーズになるところもあるでしょうし、例えば、用地交渉が必要な場合になりますと、土地の購入からも必要になりますので、その期間についてはなかなか難しいところがあるんですけども、まず場所を決定することから取り組んでいきたいと思います。

○議長（末次 明君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

次に、(3)番の現地建て替え等の基本方針等を示せ。

これも今の答弁の場所をどこにするかということで、私なりにもいろいろ考えてみました。現地建て替えがですね。それと今、プールがあって、テニスコートがあるところ。だけど、そこは用地買収がなかなか難しい。でしたら、近くにある場所はどこか。前、3月議会では、町長が言われたのは旧保育園跡地。ちょっと遠いけどねとも言われた。それとまた、塚原2号線、昔、課長をされた小野課長の向こうの実松川のところの三角の田んぼ、圃場があつてすよね。そうすると、あそこは割と近いかなと思いつつ、どこがいいのかなという中で、とにかく借地のところはアウトかなと思って、テニスコートとか、あそこはですね。でしたら、そのところ、三角地の実松川の田んぼの空き地か、保育園か、現地建て替え、この3つしかないのかなと思いつつ私もいろいろ考えてみましたけど、先ほど教育長言われましたけれども、やっぱりそこに建て替えるということと、二、三年はかかると言われた。その間、部活だけじゃなくて、学校行事とか、いろいろあるから、ちょっとそこら辺に支障があるから、ほかの候補も考えて検討したいということでしたけれども、私は体育館の耐用年数、二、三年はやっぱりそういう形で生徒には我慢していただくけれども、現在の校舎のアプローチの近さから考えるなら現地建て替えが一番いいのかなと思います。

これは最後、今から町長とか、いろいろ御一緒になって検討されると思うんですけど、教育長、そこら辺なかなか言われんち思うけど、教育長のお考えをちょっと最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

まず、理想で言うと、現地が一番、先ほど言われたように、生徒の行きやすさであるとか、近さであるとか、あと設計等も今の基本で考えればいいので、スムーズに行くんじゃないかなとは思いますが、ただ、デメリットとしては、先ほど1問目でも申しましたように、約二、三年使えないとなると、我々の二、三年は長い人生の中で二、三年なんですけど、生徒にとっては丸々体育館が使えない。体育の授業もできないし、部活もできない。すぐ横に基山小学校があるじゃないかという考えもあるかもしれませんが、体育館は何しろ基山小もフルに詰まっている状況ですので、そう共用するわけにもいかないし、町立体育館までもちょっと距離があるということで非常に厳しいなと思っています。

アイデアの一つとして、例えば、仮設を造る方法もあるんじゃないかということで、仮設はどれぐらいかかるんだろうと思って、ちょっと調べてみたら、2年間レンタルで6億円というふうな金額も出たので、6億円かかるなら建てられるよねという、さっき8億円程度はかかるかもしれないというふうに申しあげましたけれども、これも現実的ではないというふうに思っております。

そうなってくると、やっぱり生徒が体育館を使いながら、その間に体育館が建つというふうな現地以外の建て替えがいいんじゃないかなとは思っているんですけど、かなり一生懸命どこに建てたらいいかというのは考えてはおります。例えば、全然例えばの話ですけど、運動場の広さから考えると、もし運動場の一部に建てたとすると、体育大会はできるのかなと考えたときに、今のトラックの広さは何とか取れるんですよ。ですので、体育大会ができる広さが確保できるならば、それも有りじゃないかなと1つは思っています。

ただ、そういったときに、運動場が狭くなるなんてあり得ないというふうな御意見も多分出てくると思いますので、町有地、今、町が持っている現地以外の場所でいうと、1つはやっぱり運動場もありかなと。場所的には校舎に近い、小学校との間のところ辺りですね。そこにひっつけて建てるとか、例えば、今、熱中症の問題とかもあるので、少し下は日陰でトレーニングできるようなスペースを設けるとか、そういうのも有りじゃないかなとは思っております。

あと、町有地で考えるところとしては、保育園跡地とかもアイデアとして前ありましたけれども、そのまま今使うとなると、やっぱり距離があるので、なかなか厳しいということもあって、今後また検討していきたいとは思っておりますけれども、今考えているところは、

苦労しながらもいろいろアイデアは考えておりますので、もしいいお考えがあったら、また議員の皆様からも御提案いただければと思っております。

○議長（末次 明君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

町長はどうか、お願いします。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今、教育長がおっしゃったように、あと私は、だから、それ以外の民間の土地をどうにかする方法もプラスアルファで考えられないかなというぐらいなのは入れていますけれども、でも、結構それはそれでまた難しいので、だから、そこは慎重に教育委員会の今からのあれをちょっと見極めながら、必要に応じてアドバイスであったり、私の意見を述べることもあるかもしれませんが、まずは教育委員会のほうで決めてもらうというのが一義的な話だというふうに思っておるところでございます。

○議長（末次 明君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

先ほど教育長が言われた、本当に今200メートルトラックですか、野球はありますけど、あそこの敷地にもし確保できるなら、私はあそこがベターじゃなくてベストだと思います。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

一応体育大会ができるトラックは引けそうというところがあるのと、野球部とかサッカー部が使えなくなるということが心配なので、そこについては、今、部活動の地域移行等も進んでいますので、割と町営球場を使っている。ただ、野球部からすると、土日とかで町営球場で練習試合とかが、なかなか町の借用があっている関係で、練習試合の土日は割と基山中学校を使っているということで、その辺の町営球場等がきちんと練習試合で確保できるような環境であるとか、その辺が1つ必要であるということですので、また今後考えていき

たいと思っていますし、サッカー部についてはどうするかというところもありますので、様々、保護者とか学校の意見も聞きながら考えていきたいとは思っております。

○議長（末次 明君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

本当に基山中体育館、いろいろ検討されて、いろいろ調べてもらって、早急な建て替えをお願いしたいと思います。

それでは、質問事項2に行きます。基山町の河川のしゅんせつについて。

まず、(1)の町内河川の管理状況についてですけれども、先ほど言われたように、5つの河川が流れております。いずれも答弁では、佐賀県東部土木事務所が管理されておるという答弁でしたけれども、大体、小倉谷から宮浦谷、園部谷、高原川が順次どこまで管理しているとか、1つずつ5河川についてお願いいたします。

○議長（末次 明君）

酒井建設課参事。

○建設課参事（酒井孝行君）

それでは、順次、河川の区域を述べたいと思います。

まず、山下川ですけれども、山下川につきましては、2部の格納庫、正応寺インターのちょっと上のほう、格納庫付近にごくでん橋というのがあります。そこを起点として、長ノ原、実際、鳥栖市の大木川までが合流地点なんですけれども、基山町内では長ノ原の基山町境までを基山町内の山下川の河川区域ということで東部土木事務所のほうが管理をしているところでございます。

次に、秋光川ですけれども、秋光川、こちらにつきましては、終点は鳥栖市の宝満川まで合流をしております、起点のほうにつきましては、基山町の県道基山平等寺筑紫野線の筑紫野市との市町境付近のちょっと下のところなんですけど、これが橋の名前はちょっとないので分からないんですけれども、そこから起点として秋光川は河川管理区域となっております。

続きまして、実松川につきましては、県道基山公園線の塩井川橋、荒穂神社の参道のちょっと下のところに橋があるんですけれども、そこを起点としまして、高島橋の下手の秋光川へ合流するような形になっております。

ただ、こちら、塩井川橋より上流なんですけれども、こちらのほうも流路工として県が管

理しております、こちらは南谷橋までが流路工として管理をしております。南谷橋といいますと、基肄焼のちょっと下のところになります。そちらのほうまでが管理区域となっております。

続きまして、高原川ですけれども、高原川につきましては、菖蒲坂ため池からの用悪水路と、それから高原川が合流したところが起点となりまして、小郡市の宝満川までが合流するような形になっております。

関屋川につきましては、国道3号線沿い、町道三国・丸林線と国道3号線との交差点のところを起点といたしまして、関屋上橋の下手のほうで高原川に合流するというふうなことで河川の管理区域となっております。

○議長（末次 明君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

河川の管理も、酒井参事に以前、実松川の樹木伐採、因通寺に走る因通寺橋、それから上流の200メートルぐらいですかね、東部土木事務所に交渉していただいて、伐採されて立派になっております。本当に近所の方もきれいになったねということで喜ばれております。本当にいろいろお世話かけまして、ありがとうございました。

そういう中で、(2)のしゅんせつ工事が実施された河川ですね。先ほど令和7年度については秋光川と山下川と町長言われましたけど、具体的になっていないということで、いろいろ私も全部、今さっきの5つは見て回りました。そこで、河川の土砂の堆積状況は確認されたと思うんですけど、状況はどうなったのか、ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（末次 明君）

酒井建設課参事。

○建設課参事（酒井孝行君）

こちら、河川の堆積の状況なんですけれども、東部土木のほうは月に1度、巡回等しております。私どものほうも、どうしても道路管理する上で、道路点検をやったり、排水とか、そういったところを回るときに、河川とかがあれば、すぐに東部土木に報告できるような形で巡視はしておりますので、それと住民からの要望とか、そういったところがありますので、うちのほうで把握している分につきましては、秋光川なんですけれども、こちら、秋光川のまえはら耳鼻科付近のほうで堆積土があると。それから、秋光川の上流の園部団地から

ちょっと上のほう、こちらからタングステンとかグリーンパークに入る手前のところ、ここも堆積がっております。それから、もう一つの上流が、小原地区から黒目牛付近の秋光川、こちらのほうも堆積をしております。それから、山下川も3号線のところが一部ちょっと堆積がっているんですけど、区間がちょっと短いというのと、あそこの金丸橋から上流のほう、結構長い距離、堆積をしております。こちらのほうも把握しております。それから、塚原橋、実松川ですね。塚原橋から宮浦インター、こちらのほうも堆積をしております。こちらのほうは区長と県の東部土木事務所とも立会いはしております。こちらのほうが今堆積をしているような状況でございます。

○議長（末次 明君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

今、参事が言われたように、実松川ですね。本当に実松川上流は割と断面も広いんですけども、宮浦インターからその塚原橋、あそこのところが断面も狭くて堆積しておる。これが3月に消防の春季訓練があって、各部の水流を取るとき、土砂がたまって、水利が確保できなかったという話も伺っております。そういう中で、その実松川はその間、そして山下川が高島団地から金丸橋ですね。それから上流も長いアシがずっと生えております。そこから辺で、本当に生えておりますので、しゅんせつをお願いしたいので、先ほど令和7年度、秋光川、山下川、町長も具体的になっていないという、その予定は決まっていないですか、お願いします。

○議長（末次 明君）

酒井建設課参事。

○建設課参事（酒井孝行君）

これが県の予算でもございまして、正確にはちょっとまだ発注とかをしていないので、決まってはいるんですけども、山下川につきましては金丸橋から少し始めたいと。ただ、延長はどこまでというのはまだちょっと決定していないと。それから、秋光川も下流のまえばら耳鼻科のところ辺りからをやっていきたいと。ですので、順に追ってやっていきたいというふうなことで聞いております。

○議長（末次 明君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

工法についてもちょっと伺いたいと思います。

普通、山下川をずっと見ていると、途中から管理道路がないですね。そうした場合のとき、その管理道にバックホー、ユンボがあれば、その腕の長いとでしゅんせつはできるんでしょうけど、管理道がないところは、そこらに用地確保も必要。それで、河川の中では、基山弁でいぼらんじゃるかとか、そんなふうに思ったり、ちょっとそこら辺の工法も含めてお願いいたします。

○議長（末次 明君）

酒井建設課参事。

○建設課参事（酒井孝行君）

すみません、発注がうちではないので、一応土木事務所とよくお話はさせてもらっているのですが、そのお話の中でということなんですけど、まず、おっしゃるように、河川管理用道路があれば、そこを使っていきます。河川管理用道路がない場合は、河川管理用道路から管理用仮設道路を造る。そして、そこから大型のユンボ、バックホーとか、そういったのを入れて、運搬車を近づけて搬出していくというふうな形になります。場合によっては、入る場所でどうしても造れない場合は、民地を借地するなり、そういった形で搬入路をつくって、しゅんせつをやっていくというふうなことになっております。

○議長（末次 明君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

それでは、(3)の町内水路の維持管理状況についてお尋ねします。

これは総務省ですね。緊急浚渫推進事業費、これは令和2年度から令和6年度までだったのが、農業用排水路に係るしゅんせつを対象事業に追加した上で、期間が令和11年度まで5年間延長されております。それで、その財源措置とか、どんな状況か、分かりますか。そのしゅんせつ事業というのが分かればお願いいたします。

○議長（末次 明君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

起債関連の事業になりますので、財政課のほうからお答えしたいと思います。

起債のメニューとして、議員おっしゃられるように、総務省の緊急浚渫推進事業費、こちらのメニューに農業用排水路に係るしゅんせつ事業というのが追加をされております。対象とならない農業用排水路もあるようですけれども、この緊急浚渫推進事業に該当する事業を行った場合は起債の借入れが可能となっております。充当率が100%となっております、元利償還金の70%の地方交付税措置があるようになっております。

○議長（末次 明君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

最後の質問です。

令和6年、昨年6月の定例会で、佐賀県議会でも意見書が出されて、採択されております。防災・減災、国土強靱化の強力な推進を求める意見書（案）として、「令和6年度末に期限を迎える『緊急浚渫推進事業』及び令和7年度末に期限を迎える『緊急自然災害防止対策事業』の期限を延長すること。」ということで意見書が出されて、採択されております。

先ほどの答弁で、受益者がある農業用水路は受益者による維持管理で、農業用でない法定外公共物の水路については基山町で修繕等を行っているという答弁でしたけれども、先ほど言いましたように、農業用排水路に係るしゅんせつが対象事業に追加されていますね。でしたら、例えば、7区のところとかも水路が広いじゃないですか。その水路を受益者でしゅんせつをしてくださいと言っても、農業者も少ない、大変だと思うんですね。そういうとの、やっぱりこの補助があるということで関係者に周知をする必要があると思いますけど、そこら辺の周知も含めて、農業用水路も含めたしゅんせつをどうしていくのか、ちょっとそこら辺の答弁をお願いいたします。

○議長（末次 明君）

大石農林課長。

○農林課長（大石 顕君）

この緊急浚渫推進事業債につきましては、こちらのほうもちょっと内容のほうは詳しく確認をしているところなんですけれども、議員おっしゃったとおり、町が基本的にしゅんせつした場合の起債と、あとそういった農業関係者、管理者がしゅんせつした場合の、例えば、町が補助した場合に、それに対する起債が可能というふうに理解しております。

現時点で、私のほうがこの制度を見るところ、あまり基山町で対象になるような水路はな

いのかなというところはまずちょっと一つの認識です。小規模なものであったり、特に緊急的に住宅にすぐに被害を及ぼすようなところがこの緊急債の対象になっておりますので、ただ、実際、しゅんせつが必要で、緊急的な対応が必要な場合には、やはり農業者のほうですることがなかなか難しいという場合は、その補助事業であったり、町での実施であったり、そういったところは検討する必要があるのかなと思いますし、私のほうでなかなか今時点ですぐにそういったところというところを知り得ておりませんので、周知といたしますか、関係者とまず意見交換をさせていただいて、そういった水路等がないか、確認させていただければというふうに思っております。

○議長（末次 明君）

天本議員。

○6番（天本 勉君）

関係者も含めて、そこら辺の事業の内容も含めて、周知をお願いしたいと思います。

河川のしゅんせつは、洪水防止、生態系保全、河川的美観についても本当に重要な事業でありますので、今後、東部土木事務所と連携をしていただいて、河川、水路の維持管理をよろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（末次 明君）

以上で天本勉議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもちまして散会とします。

～午後4時26分 散会～